

第 3 章

災 害 応 急 対 策 計 画

第1節 防災組織の整備

1 防災組織

(1) 益城町防災会議

本町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として益城町防災会議条例（昭和38年条例第14号）第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町の防災に関する基本方針及び地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整に努める。

益城町防災会議委員は、次に掲げる者のうちから、35人以内を町長が任命または委嘱する。

ア 指定地方行政機関の職員

イ 熊本県の職員

ウ 熊本県警察の警察官

エ 町の職員

オ 教育長

カ 消防署長及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

ケ 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、町長が必要と認める者

(2) 益城町災害対策本部

災害対策本部は、町長を本部長とし、副本部長及び本部員をもって構成し、水防、消防、災害警備その他災害応急対策活動を実施するとともに、次の事項について協議する。

ア 災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ 自衛隊の派遣要請に関する事項

ウ 災害救助法の発動に関する事項

エ その他防災上重要な事項

2 益城町の災害対策系統

(1) 益城町災害対策本部

益城町に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合には、町長は必要に応じ益城町災害対策本部を設置して防災の推進を図る。なお、益城町防災会議を構成する関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動に努める。

(2) 益城町災害対策本部と益城町水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震（災害対策基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として災害対策基本法に基づく益城町災害対策本部と、水災に対処するための水防法に基づく益城町水防本部とあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、町長がその設置運営を統制する。

3 応急対策

応急時には、以下の体制を構築し災害対応を行うものとする。

本身体制設置基準＜地震＞

		災害警戒本部		災害対策本部	
注意体制		町長		町長	
本部長	—	副町長		副町長、教育長、 政策審議監、土木審議監	
副本部長	—	副町長		第3号防災指令	
防災指令	—	第1号防災指令		第2号防災指令	
配備体制	—	第1号配備体制		第2号配備体制	
配備対象要員	危機管理課長が必要と認めた要員	危機管理課 ※必要に応じて各課へ連絡		本部長が必要と認めた要員 (職員参集基準による)	
震度	4	5弱		5強	
その他	協定自治体において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき				
開設避難所		【基幹避難所】開設が必要な場合 ・地域共生センター ・総合体育館 ・広安小学校		【基幹避難所】及び【中核避難所】 ・飯野分館 ・広安西小学校 ・福田分館 ・津森小学校	
その他		各施設2名配置 計6人		各施設3名配置 計18人	
正副本部長		本部長 1人 副本部長 5人		本部長 1人 副本部長 5人	
統括部	部長 自宅待機 本部班 (危機管理課) 2人	正副本部長 2人 本部班 6人 情報整理・広報班 4人 受援班 2人		正副本部長 2人 本部班 8人 情報整理・広報班 6人 庶務班 4人 受援班 10人	
被災者対応部	部長 自宅待機	正副本部長 2人 避難所班 2人 被害調査班 4人		正副本部長 2人 避難所班 6人 被害調査班 8人 保健衛生班 2～4人 環境衛生班 4人	
産業建設対応部		部長又は副本部長 1人 建設総務班 4人 産業総務班 3人		正副本部長 2人 建設総務班 8人 産業総務班 6人	
水道対策部		部長又は副本部長 1人 水道班 2人 下水道班 2人		正副本部長 2人 水道班 4人 下水道班 6人	
教育対策部		部長又は副本部長 1人 教育施設班 2人		正副本部長 2人 教育施設班 4人	

益城町災害時本部体制設置基準<風水害>

		注意体制	警戒体制	災害警戒本部		災害対策本部
本部長		-	-	町長		町長
副本部長		-	-	副町長		副町長、教育長、政策審議監、土木審議監
防災指令		-	-	第1号防災指令	第2号防災指令	第3号防災指令
配備体制		注意体制	警戒体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
対象要員		危機管理課長が必要と認めた要員	危機管理課長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員	本部長が必要と認めた要員
配備基準	台風風情報	・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報	・レベル3大雨警報 ・レベル3土砂災害警報 ・暴風警報 ・台風接近に伴い、避難所開設の必要がある、または町内に被害が及ぶことが予想されるとき	・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・暴風警報	・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・暴風警報	・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・町内全域が暴風域に入り、被害が予想されるとき
	集中豪雨	各種前線による降雨が予想されているとき	集中豪雨等により避難所開設の必要がある、または小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあるとき	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想されるとき	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、第1号配備体制では人員が不足すると予想されるとき	集中豪雨等により町内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想されるとき
	河川水位	・氾濫注意水位（レベル2水位） 県津森2.28m/赤井3.63m ・水位減少が予想されれば解除	・避難判断水位（レベル3水位） 県津森3.14m/赤井3.86m ・水位減少が予想されれば注意体制へ移行または解除	・氾濫危険水位（レベル4水位） 県津森3.35m/赤井4.39m ・水位減少が予想されれば警戒体制又は注意体制へ移行	・氾濫危険水位（レベル4水位） 県津森3.35m/赤井4.39m ・支流河川越水 ・水位減少が予想されれば警戒体制又は注意体制へ移行	・木山川、秋津川氾濫 ・水位減少が予想されれば災害警戒本部体制へ移行
	その他	他市町村で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき		・町長が災害警戒本部を設置する必要があると認めるとき ・警戒体制では人員が不足すると予想されるとき	・第1号配備体制では人員が不足すると予想されるとき ・若しくは災害対策本部からの縮小と判断されるとき	・町長が災害対策本部を設置する必要があると認めるとき ・災害警戒本部体制では人員が不足すると予想されるとき
避難所	避難難情	状況に応じ、「自主避難」呼びかけ、「高齢者等避難」発令、「避難指示」発令				
	開設避難所	【自主避難】呼びかけ時 【基幹避難所】開設 ・地域共生センター ・総合体育館 ・広安小学校（車中避難場所）	【高齢者等避難】、「避難指示」発令時 【基幹避難所】開設 ・地域共生センター（多目的ホールから開設） ・総合体育館 ・広安小学校（車中避難場所） ※総合体育館は、武道場・会議室・サブアリーナから開設し、状況に応じて多目的室・メインアリーナを開設。	拡大時 【基幹避難所・中核避難所】開設 ・公民館飯野分館 ・広安西小学校体育館 ・公民館福田分館		
	避難所担当者	【自主避難】呼びかけ時 ・地域共生センター 2人 ・総合体育館 2人 ・広安小学校 2人 計6人	【高齢者等避難】発令時 ・地域共生センター 4人 ・総合体育館 4人 ・広安小学校 2人 計10人	【避難指示】発令時 ・地域共生センター 6人 ・総合体育館 6人 ・広安小学校 2人 ・保健衛生班 2人 計16人	拡大時 ・地域共生センター 6人 ・総合体育館 6人 ・広安小学校 4人(2+2) ・公民館飯野分館 2人	・広安西小学校 4人 ・公民館福田分館 2人 ・津森小学校 3人 ・保健衛生班 2~4人 計29~31人
組織体制	正長副部		危機管理課長 1人	本部長 1人 副本部長 1人	本部長 1人 副本部長 1人	本部長 1人 副本部長 4人
	統括部	部長又は副本部長 自宅待機 本部班 自宅待機 (危機管理課) 2人	部長又は副本部長 1人 本部班 4人	部長又は副本部長 1人 本部班 4人以上	部長又は副本部長 1人 本部班 4人以上 情報整理・広報班 3人以上	正副本部長 2人 本部班 8人以上 (危機管理課4人) 情報整理・広報班 8人以上 財政班 2人以上 庶務班 2人以上 受援班 6人以上
	被災者対応部	部長又は副本部長 自宅待機	部長又は副本部長 1人 避難所班 1人	部長又は副本部長 1人 避難所班 2人以上	部長又は副本部長 1人 避難所班 4人以上	正副本部長 2人 避難所班 4人以上 ボランティア班 2人以上 被害調査班 6人以上 保健衛生班 2人以上 環境衛生班 4人以上 生活再建支援班 2人以上
	産業建設部		以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 建設総務班 2人 産業総務班 2人	部長又は副本部長 1人 建設総務班 1人以上 産業総務班 1人以上	部長又は副本部長 1人 建設総務班 2人以上 産業総務班 2人以上	正副本部長 2人 住まい支援班 2人以上 建設総務班 2人以上 産業総務班 3人以上
	水道対策部	内水対策担当課 自宅待機	以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 水道班 2人 下水道班 1人 内水対策担当課 2人 (3地区)	部長又は副本部長 1人 水道班 1人以上 下水道班 1人以上 内水対策担当課 2人以上 (3地区)	部長又は副本部長 1人 水道班 2人以上 下水道班 2人以上 内水対策担当課 3人以上 (3地区)	正副本部長 2人 水道班 4人以上 下水道班 4人以上 内水対策担当課 3人以上 (3地区)
	教育対策部		以下、自宅待機者 部長又は副本部長 1人 教育施設班 1人 教育総務班 1人	部長又は副本部長 1人 教育施設班 1人以上 教育総務班 1人以上	部長又は副本部長 1人 教育施設班 2人以上 教育総務班 2人以上	正副本部長 2人 教育施設班 4人以上 教育総務班 2人以上
	計	(自宅待機者適宜)	22人 (+避難所担当職員)	22人以上 (+避難所担当職員)	33人以上 (+避難所担当職員)	85人以上 (+避難所担当職員)

※1 「益城町災害対策本部等設置基準」 根拠法令：災害対策基本法第23条の2

設置基準 ①町内で震度6弱以上（暫定基準の地震が発生した場合）

②災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

③前記のほか、激甚災害で特に応急対策を実施する必要がある場合

※2 この益城町災害時本部体制設置基準（風水害）は、基本的な基準を示したものであり、災害の状況等により変更することができる。

4 災害警戒本部

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、住民の生命、財産等の安全を確保するために実施する災害応急対策を行う組織及び活動体制を以下のように定める。

(1) 注意体制

ア 地震の場合

配備対象要員	危機管理課長が必要と認めた要員	
配備基準	震度	4
	その他	協定自治体において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき

イ 風水害の場合

配備対象要員	危機管理課長が必要と認めた要員	
配備基準	警報・台風情報	益城町にレベル2大雨注意報・レベル2土砂災害注意報のいずれかが発表されたとき
	集中豪雨	各種前線による降雨が予想されているとき ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき
	河川水位	氾濫注意水位〈レベル2水位〉（県津森 2.28m／赤井 3.63m）に達し、さらに上昇のおそれのあるとき
	その他	他市町村で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき

(2) 警戒体制

ア 風水害の場合

配備対象要員	危機管理課長が必要と認めた要員	
配備基準	警報・台風情報	益城町にレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報のいずれかの警報が発表されたとき 台風接近に伴い、避難所開設の必要がある、または町内に被害が及ぶことが予想される時
	集中豪雨	集中豪雨等により避難所開設の必要がある、または小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあるとき
	河川水位	避難判断水位〈レベル3水位〉（県津森 3.14m／赤井 3.86m）に達したとき

(3) 災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生したとき、または小規模の災害の発生が予想される時は、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

ア 地震の場合（第1号防災指令・第1号配備体制）

配備対象要員	危機管理課 ※必要に応じて各課へ連絡	
配備基準	震度	5弱

イ 地震の場合（第2号防災指令・第2号配備体制）

配備対象要員	本部長が必要と認めた要員（職員参集基準による）	
配備基準	震度	5強

ウ 風水害の場合（第1号防災指令・第1号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報が発表または各種警報及び台風情報により、町内に限定的な影響が予想され、警戒体制では人員が不足すると予想される時
	集中豪雨	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想される時
	河川水位	氾濫危険水位〈レベル4水位〉（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時
	その他	町長が災害警戒本部を設置する必要があると認めるとき

エ 風水害の場合（第2号防災指令・第2号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	特別警報及び各種警報・台風情報により、町内に局地的な災害が発生し、第1号配備では人員が不足するとき
	集中豪雨	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、第1号配備体制では人員が不足すると予想される時
	河川水位	氾濫危険水位〈レベル4水位〉（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時

(4) 災害警戒本部の組織

本部長	町長
副本部長	副町長

本部長、副本部長のいずれもが不在時の際の代行順位は、政策審議監、土木審議監、総務課長、危機管理課長の順とする。

(5) 災害警戒本部設置の手続

本部長は災害警戒本部を招集し、その議を経てこれを決する。ただし、勤務時間外等により、その手続を経るいとまがないと認められる場合は、本部長または副本部長が専決し、その結果を災害警戒本部に報告する。

(6) 災害警戒本部の設置場所

庁舎2階会議室2-4、2-5、2-6とする。

(7) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、必要の都度、警戒本部会議を開催する。ただし、本部長は極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害警戒本部会議員	本部長（町長／副町長）、副本部長（副町長）、教育長、政策審議監、土木審議監、全課等長
協議・決定事項	1 災害の被害予測に関すること 2 災害発生時の基本方針に関すること 3 災害発生時の対処方法に関すること 4 動員配備体制に関すること 5 各部間調整事項に関すること 6 その他

(8) 災害対策本部への移行

災害の被害が拡大、または災害対策や防災の推進を図る必要が認められた場合、本部長は災害対策本部への移行を決定する。

(9) 災害警戒本部の縮小、廃止

本部長は、町内において災害が発生するおそれが消滅し、被害の状況について概ね把握できたと認めたとき、または災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害警戒本部を縮小、もしくは廃止する。

また、防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることができる。ただし、この場合においても、災害警戒本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理を行わせることができる。

(10) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害警戒本部を設置及び閉鎖したときは、第1章第3節「関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」に掲げる防災関係機関にこれを通知する。

5 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成等は、益城町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）に定めるところによる。

(1) 設置基準

ア 地震の場合（第3防災指令・第3号配備体制）

配備対象要員		全職員（全要員）
配備基準	震度	6弱以上

イ 風水害の場合（第3号防災指令・第3号配備体制）

配備対象要員		本部長が必要と認めた要員
配備基準	警報・台風情報	特別警報等により、町内全域に甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時 台風情報により、町内全域が暴風域に入り、甚大な災害が発生し、または被害拡大が予測される時
	集中豪雨	集中豪雨等により、町内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想される時
	河川水位	木山川・秋津川が氾濫したとき
	その他	町長が災害対策本部を設置する必要があると認めるとき

(2) 災害対策本部の組織

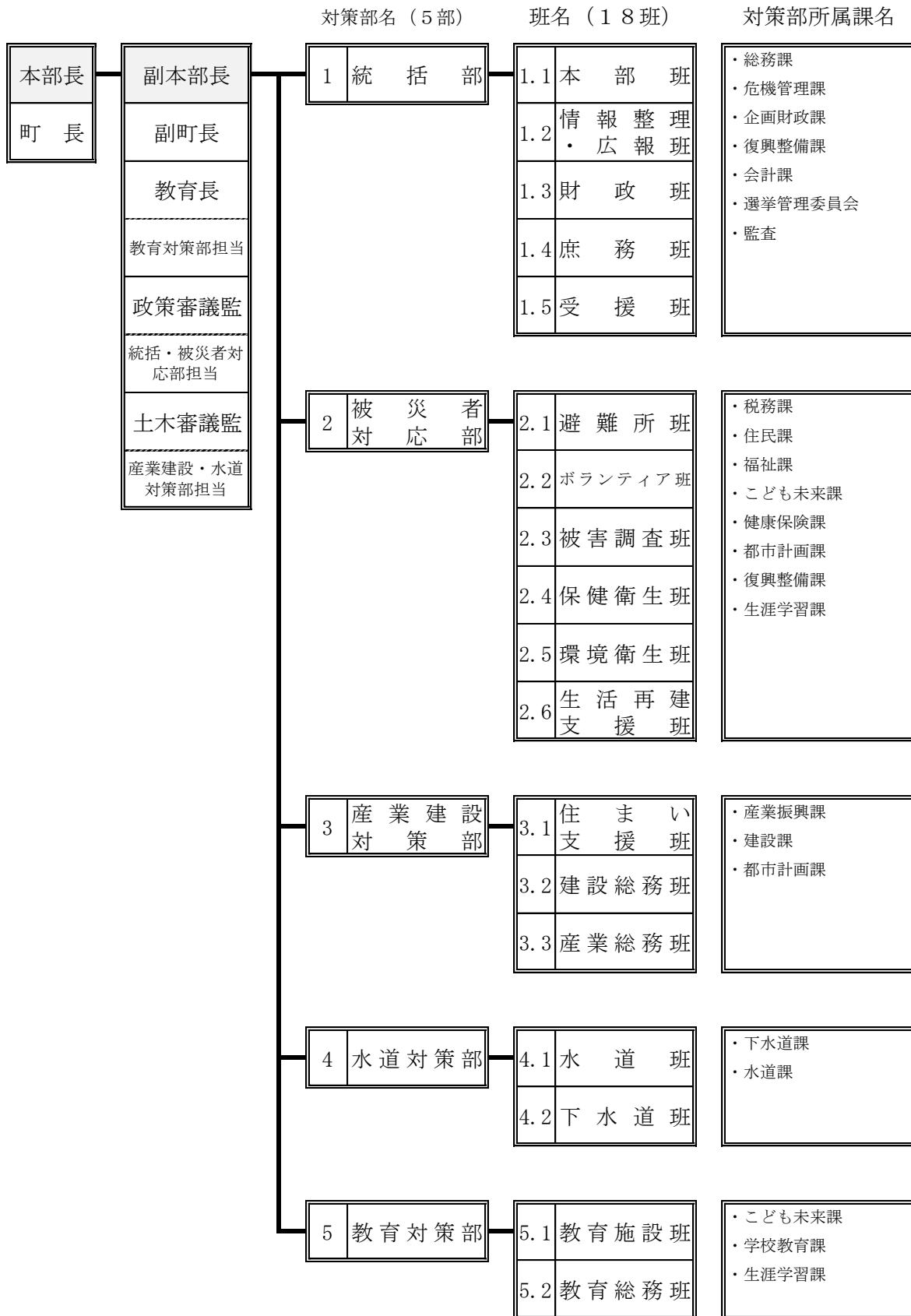
災害対策本部の組織は次のとおりである。

ア 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは対策部を置く。ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。

イ 本部長が何らかの事情により不在となる場合は、副町長、政策審議監、土木審議監、総務課長、危機管理課長の順位で代行指揮を執るものとする。以降については級別職務分類表の最上級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

ウ 対策部に正副対策部長、正副班長、班員を置く。各正副対策部長は、課長をもって充て、正副班長、班員は職員の中から本部長が指名する。

益城町災害対策本部組織図



(3) 災害対策部の事務分掌（令和8年5月1日時点）

各対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

ア 各班は、本分担表によるほか、必要に応じて他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

イ 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

部名	1. 統括部（50名）	
事務分掌	災害対策本部の運営、広報活動、情報整理、財政対策、受援業務等の実施に関すること	
部長(1名)	総務課長	
副部長(1名)	企画財政課長	

班名	1. 1本部班（13名）	
事務分掌	収集・集約された災害情報に基づく判断により、自らの又は他機関と連携した応急対策の実施指示及び調整を行うなど災害応急対策全体の指揮に関すること	
班長(1名)	危機管理課長（事務局長）	
副班長(2名)	危機管理課課長補佐	
	危機管理係長	
班員(10名)	男女共同参画係(1名)	
	危機管理係(3名)	
	情報政策係(4名)	
	監査(2名)	
業務内容	災害対策本部の設置・廃止に関すること （1）災害対策本部事務局に関すること （2）災害対策本部のレイアウトに関すること	
	国・県関係機関との連絡調整に関すること （1）自衛隊への派遣要請に関すること （2）警察・消防・自衛隊との連携に関すること （3）消防団との連携に関すること	
	防災行政無線、電話等、通信の確保に関すること	
	気象予報、情報等の連絡に関すること	
	緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討に関すること	
	避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令進言に関すること （1）避難誘導に関すること （2）他市町村等への広域避難に関すること	
	被災者の救出救助及び搬送に関すること	
	行方不明者の捜索に関すること	
	各部に対する緊急割り当てに関すること	
	情報分析、二次災害防止・災害応急対策の実施に係る方針等の検討に関すること	

班名	1. 2 情報整理・広報班 (13名)	
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に伝達される情報を収集・整理し、災害対策本部等の意思決定を支援するとともに、決定した方針等の記録・伝達に関すること ・正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな災害応急・復旧対策の推進に関すること 	
班 長(1名)	広報係長	
副班長(2名)	復興企画係長	
	行政改革係長	
班 員(10名)	町長公室(2名)	
	木山エリアデザイン推進室 (3名)	
	復興企画係(3名)	
	広報係(1名)	
	行政改革係(1名)	
業務内容	電話応対に関すること	
	情報収集及び記録に関すること	
	(1) 気象情報及び被害情報の整理に関すること	
	(2) 被害状況及び対策状況の記録に関すること	
	(3) 映像記録の収集に関すること (動画、写真等)	
	災害対策本部会議等の議事録作成に関すること	
	被災地域の復興計画策定準備に関すること	
	災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測及び分析に関すること	
	報道資料の作成及び報道機関 (記者会見等) への対応に関すること	
	住民、一時町外避難者、災害時要配慮者、避難行動要支援者等への広報に関すること	
	広報紙、ホームページ、SNS、防災行政無線、災害FM等を使った広報に関すること	
	二次災害防止の広報に関すること	
	被災者支援情報 (応急給水、炊き出し、入浴等) の提供に関すること	
	(1) ライフライン情報 (被害、復旧) の提供に関すること	
	(2) 被災者生活再建支援メニュー冊子の作成及び配布に関すること	
緊急輸送道路情報の提供に関すること		
救援物資、義援金等の要請に関すること		
社会秩序維持 (不審者等の警戒情報等) のための注意喚起に関すること		
他部署との連携に関すること		
(1) 各部・班からの情報集約に関すること		
(2) 各部・班への情報提供に関すること		

班名	1. 3 財政班 (7名)	
事務分掌	被害状況を把握し、短期的な資金調達と長期的な財政収支の健全化に関する事 と	
班 長(1名)	会計管理者	
副班長(1名)	会計係長	
班 員(5名)	会計係(2名)	
	財政係(3名)	
業務内容	災害予算の編成及び執行管理に関する事 と	
	災害対策の財源措置に関する事 と	
	災害救助事務に関する事 と	
	県災害救助法担当者との連絡調整に関する事 と	
	義援金、見舞金、ふるさと納税に関する事 と	

班名	1. 4 庶務班 (5名)	
事務分掌	総務関係業務及び他の部署への応援、他の部署に属さない業務に関する事 と	
班 長(1名)	総務課審議員	
副班長(1名)	行政係長	
班 員(3名)	行政係(1名)	
	町長公室(1名)	
	選挙管理委員会(1名)	
業務内容	職員の給食医療厚生に関する事 と	
	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 と	
	区長対応に関する事 と	
	災害地視察に関する事 と	
	安否確認情報の提供に関する事 と	
	合同慰霊祭等の実施及び案内に関する事 と	
	他部署の応援に関する事 と	
	他の部の所管に属さない事 と	

班名	1. 5 受援班 (10名)	
事務分掌	適切な人員配置や、業務環境の整備及び物資管理に関すること	
班 長(1名)	人事係長	
副班長(1名)	管財係長	
班員(8名)	人事係(3名)	
	管財係(2名)	
	まちづくり推進室(3名)	
業務内容	職員の出勤状況の把握及び各部間の職員の応援体制に関すること	
	業務支援(人的支援、物的支援を含む)に伴う礼状の送付に関すること	
	人的支援に関すること (1) 協定の活用及び応援要請に関すること (2) 受援班強化用人材の確保に関すること(派遣要請制度有識者の確保) (3) 国及び地方公共団体の職員の派遣要請及び受付、確保に関すること (4) 県災害救助法担当者との連絡調整用県職員の確保に関すること (5) 被災建築物・宅地応急危険度判定士、建築士等の要請に関すること	
	業務資源に関すること (1) 執務スペースの確保に関すること (2) 町有車両等の配車及び確保に関すること (3) 他部署のニーズの把握及び業務資源等の確保に関すること	
	物資に関すること (1) 備蓄品及び調達品の管理に関すること (2) 救援に必要な医薬品、生活必需品その他応急物資の調達及び配送に関すること (3) 物資倉庫の運営に関すること (4) 食料供給及び物資の配布方針に関すること (5) 食中毒の防止に関すること	

部名	2. 被災者対応部 (93名)	
事務分掌	被災住民の生命の安全確保と収容保護に関すること	
部長(1名)	福祉課長	
副部長(1名)	税務課長	

班名	2. 1 避難所班 (18名)	
事務分掌	災害による避難所の開設及び避難所への収容保護の実施に関すること	
班長(1名)	生涯学習課審議員	
副班長(3名)	地域福祉係長	
	人権対策係長	
	スポーツ振興係長	
班員(14名)	地域福祉係(3名)	
	障がい支援係(5名)	
	人権対策係(1名)	
	スポーツ振興係(2名)	
	交流情報センター(3名)	
業務内容	避難所開設、閉所に関すること (1) 避難所の開設に伴う安全確認に関すること (2) 避難者情報の管理に関すること (3) 避難スペース不足に伴う避難所の確保に関すること (4) 規模縮小に伴う避難所の集約に関すること (5) 避難所閉所に伴う避難者への対応に関すること	
	避難者の体調管理及び健康に関すること (1) 食料等応急生活物資の配布に関すること (2) 食事カードの活用に関すること (3) 食中毒及び感染症の防止に関すること(保健衛生班との連携) (4) 災害時要配慮者、避難行動要支援者等への対応に関すること(保健衛生班との連携)	
	避難所の衛生に関すること (1) 避難所のごみ捨てルールに関すること (2) ペットの収容対策に関すること	
	避難生活の長期化への対応に関すること (1) 避難所設備の改善(簡易ベッド、パーティション、空調設備等)に関すること (2) 避難所運営スタッフの確保に関すること(受援班、ボランティア班との連携)	
	各避難所との連絡調整に関すること	
	福祉避難所に関すること	
	地域の防災拠点としての避難所の活用に関すること	

班名	2. 2 ボランティア班 (9名)	
事務分掌	ボランティアの受入・配置を円滑に行い、応急・復旧活動の実施に関する事	
班 長(1名)	包括支援係長	
副班長(1名)	介護保険係長	
班 員(7名)	包括支援係(4名)	
	介護保険係(3名)	
業務内容	ボランティアセンターの設置連絡に関する事	
	ボランティアの受入れ及び配置に関する事	
	特殊技能を持ったボランティアの活用に関する事	
	KVOAD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)との連携に関する事	
	災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事	
	受援班、避難所班との連携に関する事	

班名	2. 3 被害調査班 (17名)	
事務分掌	被災建物及び公共施設等の被害調査と二次被害の防止に関する事	
班 長(1名)	固定資産税係長	
副班長(2名)	住民税係長	
	債権管理係長	
班員(14名)	住民税係(5名)	
	固定資産税係(4名)	
	債権管理係(3名)	
	建築係(2名)	
業務内容	被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施に関する事	
	(1) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関する事	
	(2) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関する事	
	(3) 被災建築物・被災宅地応急危険度判定士の受入れに関する事	
	(4) 必要資機材の準備に関する事	
(5) 対象エリアの選定に関する事		
被災家屋被害認定調査に関する事		
(1) 調査班の編成に関する事		
(2) 必要資機材(調査票、防水カメラ、振り子、巻尺等)の準備に関する事		
罹災証明に関する事		
(1) 罹災証明書交付スケジュールに関する事		

班名	2. 4 保健衛生班 (22名)	
事務分掌	災害時の保健衛生及び医療機関等との連携に関すること	
班長(1名)	健康保険課長	
副班長(2名)	こども未来課審議員	
	健康増進係長	
班員(19名)	児童福祉係(4名)	
	保健事業係(4名)	
	健康増進係(8名)	
	包括支援係※(3名)	
業務内容	被災者の健康管理に関すること	
	精神保健支援に関すること	
	災害時要配慮者(高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等)に関すること	
	避難行動要支援者の安全確認に関すること	
	食中毒及び感染症対策に関すること	
	医療機関等との連絡調整に関すること (1) 医師会等との連絡及び出動要請に関すること (2) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること (3) 医療ボランティアの活動調整に関すること	
	在宅避難者(様々な事情で避難所へ避難することができず、軒先、車中などに避難する者)に関すること(避難所班との連携)	

※ 被災者対応部ボランティア班と兼務

班名	2. 5 環境衛生班 (14名)	
事務分掌	瓦礫解体等を含む被災者の生活環境の保持及び埋火葬に関すること	
班 長(1名)	住民課長	
副班長(1名)	環境衛生係長	
班員(12名)	住民係(5名)	
	環境衛生係(2名)	
	保険年金係(5名)	
業務内容	し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関すること	
	入浴支援に関すること	
	がれき置き場に関すること (1) がれき置き場の選定に関すること (2) がれき置き場内のレイアウトに関すること (3) がれき置き場の運営計画に関すること	
	災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること	
	搬出ルール(ごみの分別等)に関すること	
	ごみ発生量の推計に関すること	
	公費解体に関すること (1) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受付及び相談に関すること (2) 障害物の除去に関すること (3) 解体現場における指導に関すること	
	遺体安置所への収容及び安置に関すること (1) 必要資機材の確保に関すること(棺桶、ドライアイス等) (2) 埋・火葬に関すること (3) 他市町村での死亡者の遺体引取りに関すること	
	防疫に関すること	

班名	2. 6 生活再建支援班 (11名)	
事務分掌	被災者支援等生活再建に関すること	
班長(1名)	復興整備課課長	
副班長(1名)	用地対策係長	
班員(9名)	地域福祉係※(3名)	
	復興整備課長補佐(1名)	
	用地対策係(5名)	
業務内容	被災者相談に関すること	
	被災者台帳の整備に関すること	
	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給及び貸付けに関すること	
	災害関連死に関すること	
	負傷者の把握に関すること	
	被災者生活再建支援手続き等支援もれの把握に関すること	
	仮設住宅の管理に関すること (1) 応急仮設住宅の見守り支援に関すること (2) 応急仮設住宅の自治会長の選定に関すること (3) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること	
	他部署との連携に関すること (1) 被災者情報の共有に関すること	

※ 被災者対応部避難所班と兼務

部名	3. 産業建設対策部 (51名)	
事務分掌	災害被害に伴う基盤となるべきインフラの早期復旧に関すること	
部長(1名)	建設課長	
副部長(1名)	産業振興課長	

班名	3. 1 住まい支援班 (11名)	
事務分掌	被災により住居を失った住民への住宅対策の整備に関すること	
班長(1名)	都市計画課長	
副班長(3名)	都市計画課審議員	
	都市計画係長	
	建築係長	
班員(7名)	都市計画係(4名)	
	建築係(3名)	
業務内容	町営住宅に関すること (1) 町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること (2) 町営住宅の空き部屋の活用に関すること	
	応急仮設住宅建設場所の選定に関すること (1) 建設用地の地権者等への交渉に関すること	
	応急仮設住宅入居手続きに関すること (1) 抽選方法に関すること (2) カギの引き渡しに関すること	
	みなし仮設住宅入居手続きに関すること	
	空き家等の活用に関すること	
	応急修理に関すること	
	応急仮設住宅、みなし仮設住宅、応急修理、公費解体手続きの説明に関すること	
	災害公営住宅の建設に関すること	

班名	3. 2 建設総務班 (19名)	
事務分掌	道路橋梁等の都市インフラの早期復旧に関する事	
班長(1名)	道路整備係長	
副班長(1名)	復興工務係長	
班員(17名)	建設課課長補佐(1名)	
	建設課管理係(7名)	
	道路整備係(5名)	
	復興工務係(4名)	
業務内容	水防対策に関する事	
	災害時における地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事	
	公共土木(道路・河川・橋梁等)の被害調査に関する事	
	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の調査に関する事	
	応急交通対策(交通規制等)に関する事	
	緊急輸送路の確保に関する事	
	仮設道路の建設、障害物の除去に関する事	
	道路、橋梁、河川、水路の保全及び応急対策に関する事	
	建設業者及び応急対策要員(作業員)の確保に関する事	
災害査定に関する事		

班名	3. 3 産業総務班 (19名)	
事務分掌	農林等の被害調査を行うとともに、早期復旧のための支援に関すること	
班長(1名)	農林整備係長	
副班長(1名)	農政係長	
班員(17名)	農政係(5名)	
	農地係(4名)	
	農林整備係(4名)	
	商工観光係(4名)	
業務内容	農地への湛水応急復旧に関すること	
	農業インフラの被害調査及び災害対策に関すること	
	農道等の応急復旧に関すること	
	農林水産物の被害調査及び災害対策に関すること	
	家畜伝染病対策に関すること	
	罹災家畜収容に関すること	
	農商工業者対応に関すること (1) 災害復旧融資及び経営相談に関すること (2) 仮設店舗に関すること	
	雇用対策の提供に関すること	
災害査定に関すること		

部名	4. 水道対策部 (19名)	
事務分掌	上下水道の早期復旧に関すること	
部長(1名)	水道課長	
副部長(1名)	下水道課長	

班名	4. 1 水道班 (9名)	
事務分掌	水道施設の点検及び早期の応急給水体制の整備に関すること	
班長(1名)	水道課工務係長	
副班長(1名)	水道課管理係長	
班員(7名)	水道課管理係(2名)	
	水道課工務係(5名)	
業務内容	水道施設の被害調査と災害対策に関すること	
	水道水源の確保に関すること	
	災害による水質管理に関すること	
	応急給水に関すること	
	応急復旧に関すること	
	拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧に関すること	
	復旧情報の提供及び関係部署への情報共有に関すること	
	協定書等に基づく支援要請に関すること	
災害査定に関すること		

班名	4. 2 下水道班 (8名)	
事務分掌	下水道施設の点検及び早期復旧に関すること	
班長(1名)	内水対策係長	
副班長(2名)	下水道課管理係長	
	下水道課工務係長	
班員(5名)	下水道課管理係(2名)	
	下水道課工務係(2名)	
	内水対策係(1名)	
業務内容	下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること	
	拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧に関すること	
	復旧情報の提供及び関係部署への情報共有に関すること	
	協定書等に基づく支援要請に関すること・応急復旧に関すること	
災害査定に関すること		

部名	5. 教育対策部 (35名)	
事務分掌	教育関連施設等における避難対応と早期の教育行政の再開に関すること	
部長(1名)	学校教育課長	
副部長(1名)	こども未来課長	

班名	5. 1 教育施設班 (19名)	
事務分掌	教育関連施設等の安全確認を行い、避難支援に関すること	
班長(1名)	生涯学習課長	
副班長(2名)	保育係長	
	生涯学習係長	
班員(16名)	保育係(4名)	
	学校用務員(6名)	
	生涯学習係(6名)	
業務内容	教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること	
	教育施設利用者の安全確保に関すること	
	文化財等の災害対策に関すること	
	教育環境の整備に関すること	
	避難所支援に関すること	
	災害査定に関すること	

班名	5. 2 教育総務班 (14名)	
事務分掌	避難支援を行うとともに学校園再開のための体制整備に関すること	
班長(1名)	学校教育課課長補佐	
副班長(2名)	子育て支援係長	
	学校教育係長	
班員(11名)	子育て支援係(3名)	
	学校教育係(6名)	
	学校給食センター(2名)	
業務内容	職員の安否確認に関すること	
	健康管理及び心のケアに関すること(園児、幼児、児童、生徒、保護者、現場職員等)	
	応急教育に関すること	
	学用品の支給等に関すること	
	災害時における学校給食の対策に関すること (1) 簡易給食等の調整及び他市町村への応援要請に関すること	
	教育業務再開スケジュールの提案に関すること	
	避難所支援に関すること	
	災害活動に協力する児童、生徒の連絡調整に関すること	

(4) 災害対策本部設置の手続

町長は、益城町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(5) 災害対策本部の設置場所

庁舎2階会議室2-4、2-5、2-6とする。ただし、被災し使用できない場合は、町保健福祉センター多目的室とする。

(6) 関係機関等との連携

町は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

(7) 災害対策本部室等のスペース確保

町は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

(8) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策の方針の決定や各部との連絡・調整を行うため、災害対策本部会議を開催する。

なお、第1回災害対策本部会議は、発災後1時間を目途に開催するものとし、各部班が収集すべき第1次情報及び本部が協議・決定すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(9) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第1次情報等

項目	収集内容	担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	統括部・警察・自衛隊
	負傷者の状況	統括部・消防
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	被災者対応部
	全焼、半焼の状況	警察・消防・自衛隊
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	産業建設対策部
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	産業建設対策部
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関(各社) ・道路交通(警察)	統括部 産業建設対策部 (警察・消防・自衛隊)
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、プロパンガス、電気(各社)	水道対策部 産業建設対策部 統括部
その他	救急救助活動の状況	統括部(警察・消防・自衛隊)
	医療活動の状況	被災者対応部
	応急給水の状況	水道対策部
	出火の状況	統括部・消防
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察
	避難所の状況	被災者対応部
	高齢者等避難・避難指示、警戒区域設定の状況	統括部
	非住家(公共建物等)の状況	教育対策部
応急対策活動の状況等その他	各部各班	

第1回災害対策本部会議における協議・決定事項

協議・決定項目	
ア	被害状況の把握に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害（地震等）の概要確認
	<input type="checkbox"/> 被害状況の確認
	<input type="checkbox"/> 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
イ	災害応急対策の基本方針に関すること
	<input type="checkbox"/> 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
	<input type="checkbox"/> 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町村消防への出動要請・応援依頼等）
	<input type="checkbox"/> 負傷者応急救護対策（医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
	<input type="checkbox"/> 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあっせん手配等）
	<input type="checkbox"/> 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
	<input type="checkbox"/> 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険箇所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
	<input type="checkbox"/> 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルート確保／関係機関への協力要請等）
	<input type="checkbox"/> ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
ウ	動員配備体制に関すること
	<input type="checkbox"/> 職員参集状況の確認
エ	各部間調整事項に関すること
	<input type="checkbox"/> 各部・各班による協議・決定についての指示
オ	高齢者等避難・避難指示及び警戒区域の設定に関すること
	<input type="checkbox"/> 記者会見及び町民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線の活用）
カ	自衛隊災害派遣要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 自衛隊への派遣（準備）要請
キ	他市町村への応援要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 県、近隣市町村、関係機関等からの要請内容の確認
ク	県及び関係機関との連絡調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡についての指示
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部の設置状況の確認
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の派遣要請
ケ	災害救助法適用要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用について
コ	激甚災害の指定の要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
サ	その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議の開催予定

(10) 現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、また本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じ主要災害地に現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

(11) 本部の廃止

本部の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、または災害発生後における災害応急対策が完了したと認められたとき、もしくは、本部長が適当と判断したとき廃止する。

(12) 本部の設置及び廃止の公表

本部の設置または廃止したときは、第1章第3節「関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」に掲げる防災関係機関に通知するとともに、地域住民に対し防災行政無線など適当な方法で周知する。

第2節 職員配置計画

災害が発生するおそれ、または発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を活用しながら、職員の業務継続性の確保についても、職員の確保体制や職員への支援体制（安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、こどもの一時預かり等を含む）を整えておくものとする。

2 職員配置体制の整備

災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するように努めるものとする。

3 職員の配置

（1）災害発生のおそれのある場合の配置

ア 危機管理課長は、次に掲げる場合は、関係課長を招集し、情報を検討のうえ職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報等伝達計画に基づき、警報・注意報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動にあたらせるものとする。このため災害処理に関係を有する関係課長は、所属職員の応急措置に関する担当事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

（ア）災害発生のおそれがある警報・注意報等が気象台から発表されたとき。（災害発生のおそれのある警報・注意報等とは、次に掲げるものとする。なお、警報・注意報等の定義は、本章第7節「地震情報伝達計画」に定めるとおりとする。）

（イ）地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。

（ウ）災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

（エ）その他町長が必要と認め指示したとき。

災害発生のおそれがある警報・注意報等

注意報	警報
(1) 梅雨期から台風襲来期（概ね6月から10月）にかけて次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ① 強風注意報 ② レベル2大雨注意報 ③ レベル2土砂災害注意報 (2) 次の種類の注意報が発表された場合 ① 大雪注意報	(1) 次の種類の警報が、1つ以上発表された場合 ① 暴風警報 ② レベル3大雨警報 ③ レベル3土砂災害警報 ④ 大雪警報

イ 関係課長による配置

災害対応に関係を有する課長は、前記アによるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における配置

ア 関係課長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか町長の指示があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。

イ 職員は、災害が発生した場合には、すすんで上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

ウ 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

(3) 職員の招集・安否確認方法

関係課長は、所属職員の招集または安否確認にあたっては、最も迅速かつ的確な方法（電話、LoGoチャット、SNS等）によるものとする。

(4) 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、次のとおりである。

ア 災害発生のおそれがある警報・注意報等が解除されたとき。

イ 町長が被害発生危険性が去ったと認めたとき。

ウ 被害が拡大しないことが確認され、復旧作業が軌道にのったとき。

エ その他町長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

4 職員の配置基準

(1) 職員参集基準 (地震)

ア 防災指令

本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。
副本部長	次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	震度	職員配置体制
第1号防災指令	5弱	第1号配備体制 危機管理課 ※必要に応じて関係各課へ連絡
第2号防災指令	5強	第2号配備体制 本部長が必要と認めた要員 (参集基準による)
第3号防災指令 災害対策本部設置	6弱 以上	第3号配備体制 全職員

イ 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号または第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

(2) 職員参集基準 (風水害)

ア 防災指令

本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。
副本部長	次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	防災指令の発令基準
	風水害等
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> レベル2大雨注意報・レベル2土砂災害注意報のいずれかの注意報の発表が予想され、情報の収集、伝達等が必要になったとき ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき 木山川（県津森）が氾濫注意水位〈レベル2水位〉(2.28m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき 木山川（赤井）が氾濫注意水位〈レベル2水位〉(3.63m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報のいずれかの警報の発表が予想され、情報の収集、伝達等が必要になったとき ゲリラ豪雨による降雨が発生したとき 木山川（県津森）が避難判断水位〈レベル3水位〉(3.14m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき 木山川（赤井）が避難判断水位〈レベル3水位〉(3.86m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき
第1号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報が発表または各種警報及び台風情報により、町内に限定的な影響が予想され、警戒体制では人員が不足すると予想される時 集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害発生のおそれがあり、警戒体制では人員が不足すると予想される時 木山川（県津森）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(3.35m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき 木山川（赤井）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(4.39m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき
	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報及び各種警報・台風情報により、町内に局地的な災害が発生し、第1号配備では人員が不足するとき 集中豪雨等により、町内で局地的な災害が発生し、更に被害の拡大が予想され、第1号配備では人員が不足すると予想される時 木山川（県津森）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(3.35m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき 木山川（赤井）が氾濫危険水位〈レベル4水位〉(4.39m)に達し、更に上昇のおそれのあるとき
第3号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報等により、町内全域に甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時 台風情報により、町内全域が暴風域に入り、甚大な災害が発生し、または被害拡大が予想される時 集中豪雨等により、町内全域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害拡大が予想される時 木山川・秋津川が氾濫したとき

イ 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各課は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号または第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

5 職員の応援の要請

災害対策基本法第68条に規定する知事に対する応援の要請は、出先機関を通じて必要とする職員数、資機材の種類及び数量を求めるものとする。

災害応急対策または災害復旧のため必要があるとき、町長は、地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方自治体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の応援を求めることができる。

6 被災市町村への職員派遣

(1) 応援職員の派遣

被災市町村等への応援職員の派遣は、町職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

さらに、町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣にあたっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

種別	名称	所在地
ホテル	阿蘇熊本空港ホテル エミナース	益城町田原 2071-1

7 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、業務継続計画（BCP）に基づき、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

8 消防団の出動

次の場合において町長は、消防団長に対して消防団の出動を指示するものとする。

なお、感染症流行期においては、活動時の感染防止を図るため、事前に感染防護用品を貸与するとともに感染防護の研修を行うなど事前対策を講じるものとする。

消防団長は、町長の指示を受けた場合、災害状況に応じた消防団員を出動招集する。

- (1) 災害対策本部を設置したとき。
- (2) (1) 以外の場合であって災害の発生するおそれ、または災害が発生した場合で応急措置を要するとき。

第3節 災害警備計画

県（県警察本部）公安警備計画に基づき実施する。

第4節 非常災害計画

1 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1) 一般被害情報等の収集・連絡

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

(2) 地方公共団体の活動体制

被災市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(3) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする県及び町との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

2 情報提供活動

(1) 要配慮者への配慮

ア 町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

3 応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

その他消防機関の活動については、熊本市消防局非常災害基本計画に基づき実施する。

第5節 相互応援要請計画

1 応援体制の整備

町の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

2 関係機関との相互連絡

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町長は、地震等自然災害により被災し、町単独では十分な応急復旧対策ができない場合は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、県内各市町村に対し、次の応援を要請するものとする。

なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

4 県への応援または応援あっせんの要請

町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援または応援のあっせんを要請するものとする。

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援要請
- (2) 被災宅地危険度判定支援要請 など

5 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

また、町は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に

要請するものとする。

6 災害時応援協定を締結している団体等への要請

町は、大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

また、町は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

なお、町が締結している災害時応援協定は巻末資料6「災害時応援協定等一覧」のとおりである。

7 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

8 複合災害における応援要請

町及び関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

9 応援・受援体制の整備

町は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

本節は、天災地変その他の災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1 災害派遣要請の基準

災害時における、自衛隊法第83条に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。

(2) 緊急性

さし迫った必要がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 災害派遣要領

(1) 派遣要請

ア 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話若しくはFAXで行うことができる。この場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

イ 自衛隊の派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

(2) 派遣要請後の変更手続き

派遣要請をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは、前記(1)の例によるものとする。

(3) 派遣部隊の撤収要請

派遣した目的を達成した場合、またはその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

3 活動内容及び使用器材の準備

(1) 防災関係機関は災害派遣部隊と緊密に連絡、協調して、次に掲げる必要な活動を依頼するものとする。

ア 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助

- イ 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
 - ウ 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
 - エ 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
 - オ 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
 - カ 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
 - キ 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
 - ク 給食：炊事車による炊飯（温食）
 - ケ 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
 - コ 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設
- (2) 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、特殊なもの、調達できないものについては、派遣部隊の携行する機械器具類を使用するが、その他はできる限り準備するものとする。
- (3) 災害救助または復旧作業後等に使用される材料及び消耗品類は、すべて準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は、災害の程度、その他の事情に応じて、できる限り、返品または弁償するものとする。

4 ヘリコプター発着予定地

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準に基づき、次表のとおり、ヘリコプター発着予定地を定めており、災害の程度及び場所により適宜設置するものとする。

発着予定地	所在地	予定地面積 (㎡)	備考
益城町民グラウンド	益城町宮園302	160×150=24,000	周囲に照明施設あり
益城中学校	益城町惣領903	120×100=12,000	北側に校舎あり
木山中学校	益城町寺迫1090	100×70= 7,000	西側 //
飯野小学校	益城町砥川137	90× 70= 6,300	東側 //
広安小学校	益城町馬水35	100×80= 8,000	西側 //
広安西小学校	益城町福富1001	120×75= 9,000	北側 //
益城中央小学校	益城町寺迫1142	140×55= 7,700	北側 //
津森小学校	益城町上陳369	80× 60= 4,800	西側 //
熊本産業展示場 (グランメッセ熊本)	益城町福富1010	100×100= 10,000	駐車場H区画

第7節 地震情報伝達計画

県、熊本地方気象台、町その他の防災関係機関は、地震等自然災害の防止を図るため、地震発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。町は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

町は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報の種類等

(1) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

(2) 各種情報の例文編集

各種情報の例文は、次のとおりである。

ア 震度速報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。
 現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。
 震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
 震度5強 熊本県阿蘇
 震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
 震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部
 震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部
 今後の情報に注意してください。＝

イ 地震情報（震源・震度に関する情報）

（ア）地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇地方（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは、約〇〇〇km、
地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。
この地震による津波の心配はありません。

（イ）地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇地方（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは、約
〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。
この地震による津波の心配はありません。

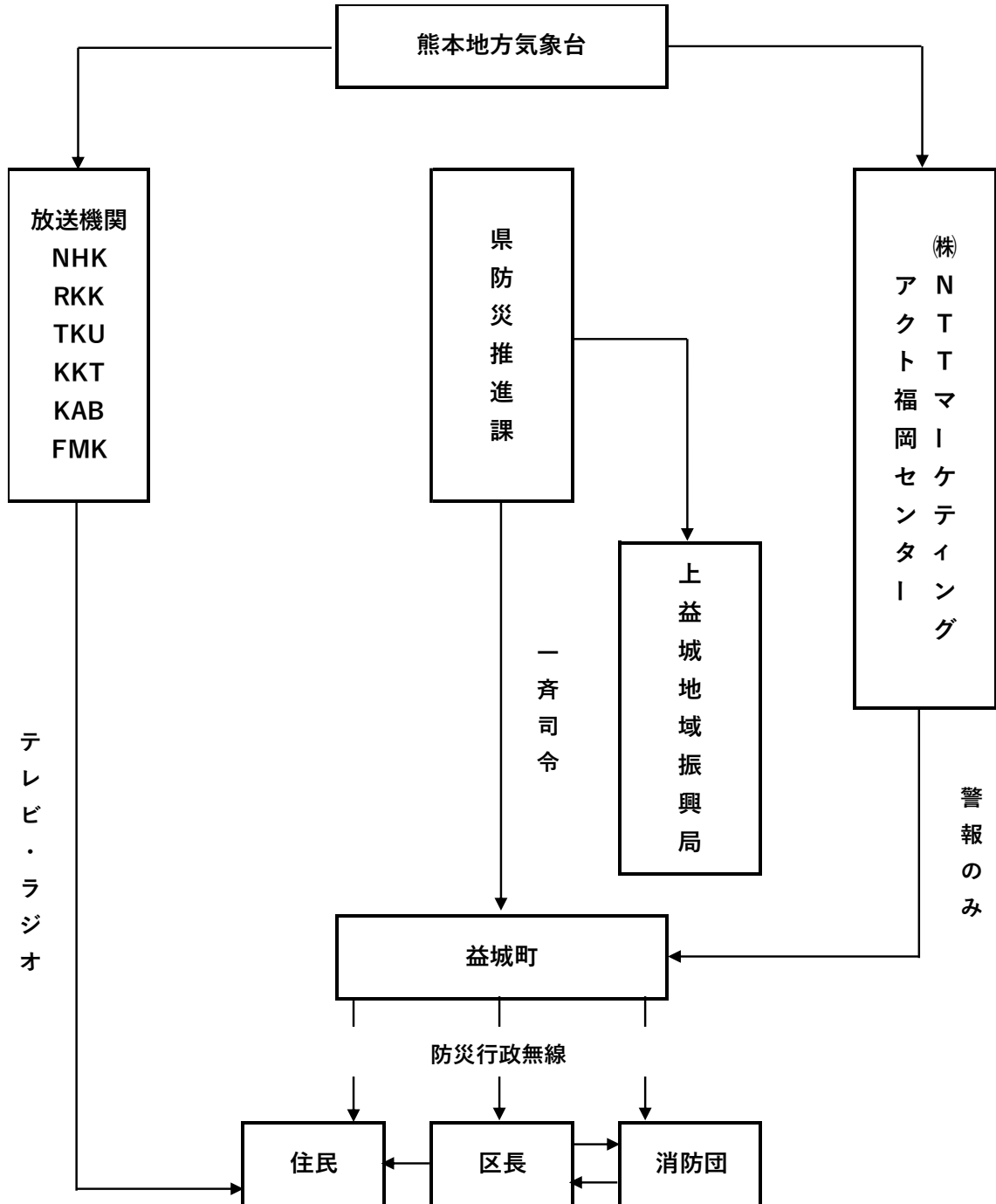
（ウ）地震情報（震源・震度に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は、〇〇〇〇（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で震源の深さは約〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。
【震度3以上が観測された地域】
震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
震度5強 熊本県阿蘇
震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部
震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部
【震度5弱以上が観測された市町村】
震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市
震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市
震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市

情報 第〇〇号＝

(3) 地震に関する情報の伝達図

気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報は、次の系統図により迅速、かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により、他の機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。



(4) 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。
 ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような

現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震等自然災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 予警報等の取扱い

(1) 勤務時間中の取扱い

勤務時間中に県庁防災推進課から一斉指令をもって通報された場合、当該注意報及び警報等により予想される事態に対し、とるべき措置等を併せ指示するものとする。

(2) 勤務時間外の取扱い

勤務時間外における予警報等の受信伝達は、当直員があたり、防災担当者と緊密な連絡のうえ、その指示を受けるとともに関係機関に伝達するものとする。

4 予警報等伝達責任者

予警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため下記責任者を定める。

責任者職名 災害対策本部統括部本部班長（危機管理課長）

第8節 災害情報収集・共有及び伝達計画

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係機関からの指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

また、町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体または財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

また、大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関へ報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁または地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

2 防災情報共有システムの活用

町は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

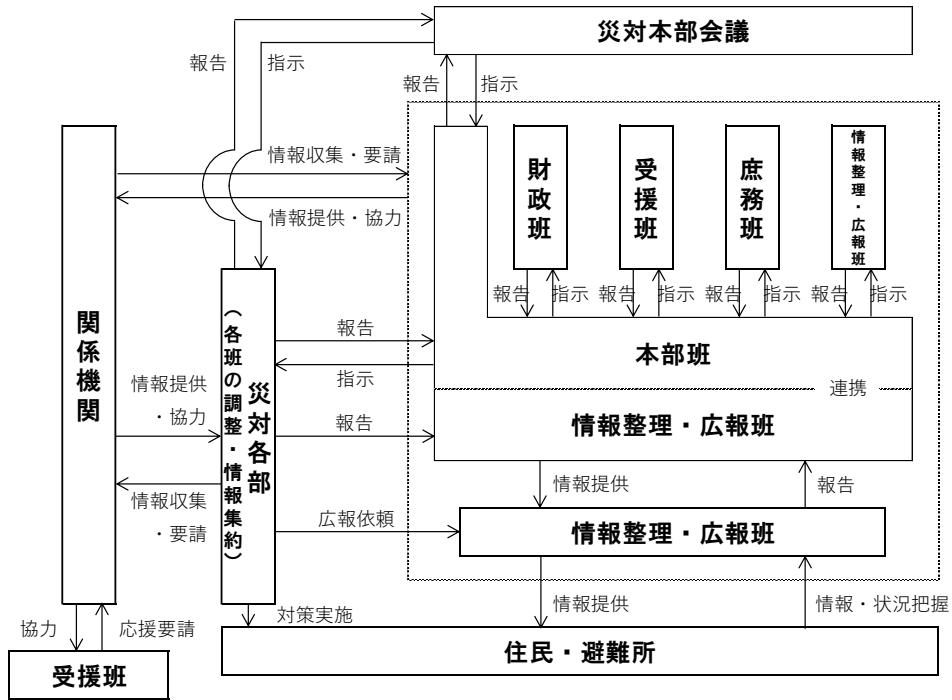
町は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

また、平時から、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

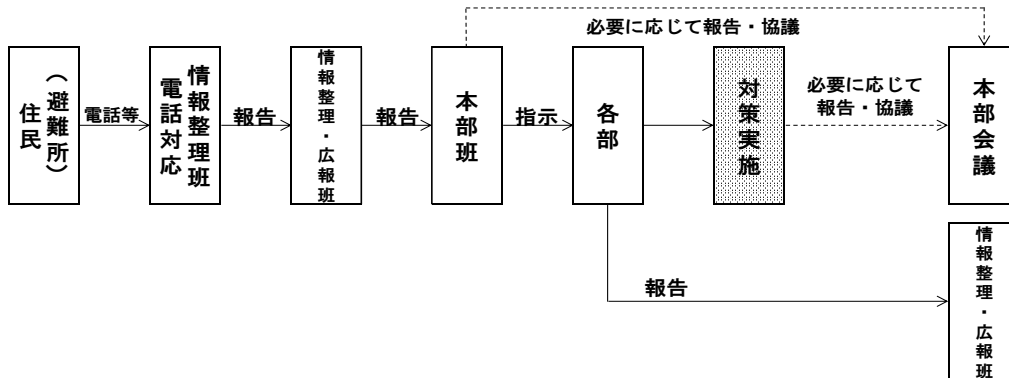
3 情報の伝達・処理方法

(1) 住民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的及び他部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

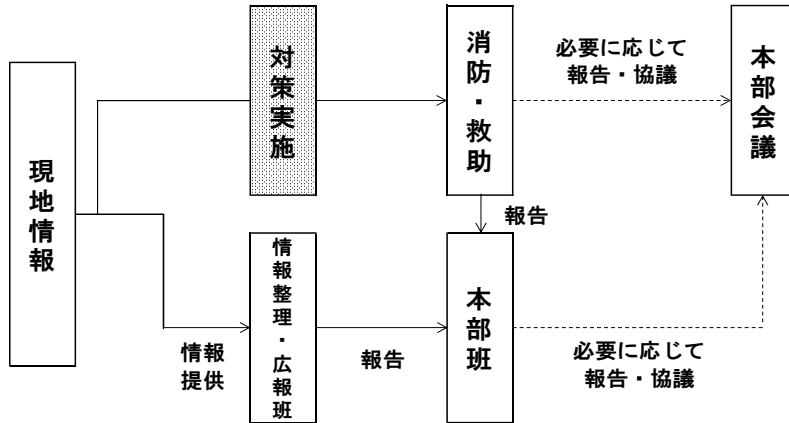


なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される住民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

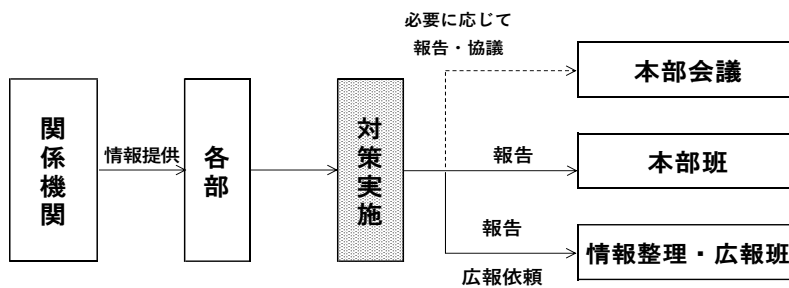
ア 避難所情報の伝達方法



イ 現地情報の伝達方法

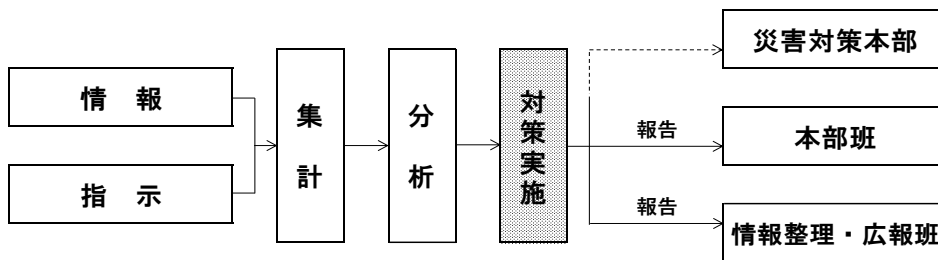


ウ 関係機関からの情報の伝達方法

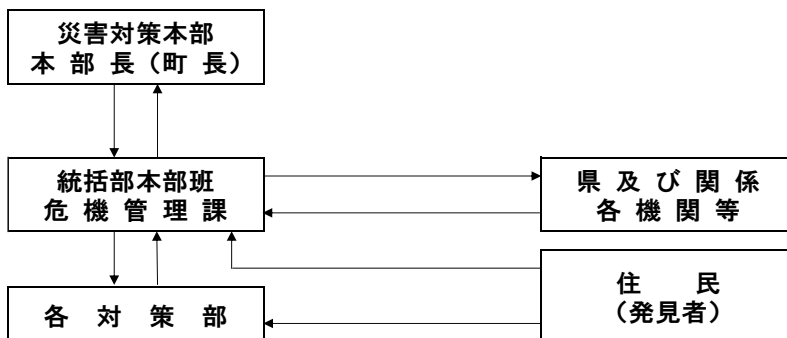


(2) 部局間の情報伝達方法

情報を受信した各部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については本部班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については災害対策本班会議に報告する。また、住民へ周知が必要な事項については、広報班へ周知を依頼する。



(3) 本町の情報収集、被害報告等の系統



4 被害報告取扱責任者

危機管理課長（災害対策本部統括部本部班長）

5 被害等の調査

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や定期的な県との情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

町は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線の活用及び消防団や自主防災組織、自治会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市町村の業務継続に必要な情報

6 災害情報収集及び報告

各対策部は、確実な被害報告をとりまとめ、統括部本部班に報告するものとする。

また、本報告中災害速報については、電話、無線等最も迅速かつ的確な方法で報告するもの

とし、被害確定報告または、それぞれの法令等で報告すべきものについては文書をもって報告するものとする。

7 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

8 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告する。

9 防災関係機関等の協力関係

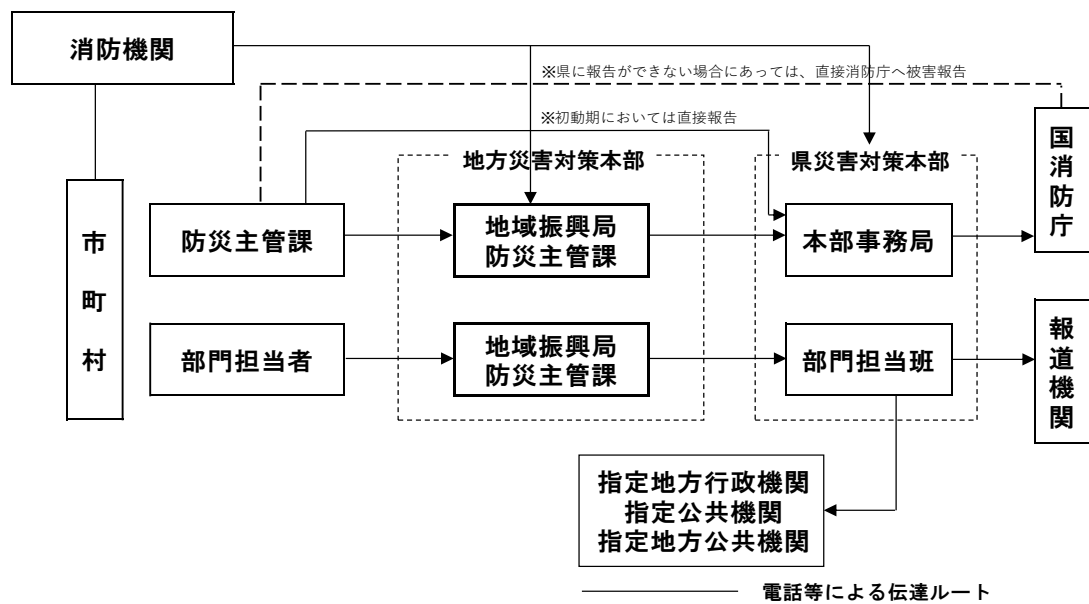
町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

なお、平時においては、総合防災訓練などの各種訓練の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

10 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



11 火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

(1) 通常時の報告先

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-48-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		*-8090-5017	*-8090-5017

(2) 消防庁災害対策本部設置時の報告先

報告先		消防庁災害対策本部情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-48-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		*-8090-5017

※ 「*」各団体の交換機の特番

注1 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

注2 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

注3 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

12 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（上益城地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第9節 広報計画

町は、災害時の情報、被害状況等を報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ 台風等に関する情報
- エ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 避難指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- キ 防疫に関する事項
- ク 火災状況
- ケ 医療救護所の開設状況
- コ 給食・給水実施状況
- サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- シ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- タ 住民の安否情報
- チ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ツ 交通規制の状況
- テ 被災者支援に関する情報等
- ト その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がな

されるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 益城町防災行政無線の活用

災害情報及び災害復旧情報を最も迅速に住民に対して伝える手段として、同報系防災行政無線を有効に活用する。

イ 広報車の利用

災害の状況、道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ（携帯マイクを有する）車両を出動させ、広報を実施するものとする。

ウ 職員による広報

広報車の活動不能な地域または特に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して実施するものとする。

エ 広報紙、チラシ、ポスター等による広報

必要に応じて広報紙、チラシ、ポスター等を作成し、現地において配布または掲示するものとする。

オ インターネットによる広報

インターネットを利用し、町ホームページ、メールサービス、SNS などで被害状況等の情報提供を実施するものとする。

カ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報

2 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

3 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

4 報道機関への対応

町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第10節 避難収容対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は、以下のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

また、町長が高齢者等避難を発令できない場合は、副町長、政策審議監、土木審議監、危機管理課長の順で発令権を有することとする。

区分	災害の種別	実施責任者	根拠法令
高齢者等避難	全災害	町長	
避難指示	全災害	町長	災害対策基本法第60条
		警察官	災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条
		災害派遣時の自衛官	自衛隊法第94条
	洪水災害	知事またはその命を受けた職員	水防法第29号
		水防管理者	水防法第29条
地すべり災害	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	
緊急安全確保	全災害	町長	

2 避難指示等の内容

町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。さらに、町は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 住民への伝達方法

避難指示の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対し

ては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- (1) 町防災行政無線、各行政区の有線放送、電話等による伝達周知
- (2) Jアラート及びLアラートによる伝達周知
- (3) 消防団を通じて、直接口頭、マイク等による伝達周知
- (4) サイレン及び警鐘による伝達周知
- (5) 広報車による伝達周知
- (6) 携帯電話メールサービスによる伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに防災行政無線等の設備については、日頃から非常用電源の点検整備、戸別受信機内蔵電池の交換等を行い、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

4 避難路の整備及び避難経路の選定

町は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地または緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所に併せて、市街地の状況等に応じて避難路を整備するものとする。

住民は、町、行政区や自主防災組織等が実施する避難訓練等を通じ、災害発生時を想定した避難経路を事前に選定するよう努めるものとする。

5 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。

- (1) 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

- (2) 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるため、①「防災気象情報の切迫度の高まり」と②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。

町は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とする。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達する。

- (3) 発令タイミングの設定

いざというときに町長が躊躇なく発令できるよう、町は、河川事務所・气象台等の協力・

助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。

警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の設定にあたっては、発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することが必要である。

警戒レベル5 緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして県知事等から通知される「レベル5 氾濫発生情報」や、災害発生の蓋然性が著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル5 氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであることから、この情報を確認した場合には、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本とするが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。

また、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報
- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、夜間時の大雨等により事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

さらに、また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確

保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の基準

町は、避難行動に時間を要する者(要支援者等)が、指定された避難場所(自主避難所等)に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで高齢者等避難の発令を行うこととする。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の基準

ア 洪水の場合

河川の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)を突破し、もしくは突破するおそれがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、氾濫危険水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、大雨に関する情報や雨量情報、キキクル等も参考とし、また、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により、状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

イ 土砂災害の場合

豪雨時には土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)が発生するおそれが高まることとなる。土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合、時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合または長期間にわたって雨が降り続き地盤が緩んでいる場合、またはレベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表される場合などがあるが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なることから、それぞれの地域の条件に応じて、避難等の措置をとるものとする。

また、土砂災害危険箇所等において次のような兆候(前兆現象)が確認された場合には、上記基準にかかわらず速やかに避難の措置をとるものとする。

(ア) がけ、急傾斜地

- ・ 崖等で小石がばらばら落ちる。
- ・ 地面にひび割れができる。
- ・ 斜面から濁った水が流れ出る。
- ・ 地鳴りがする。

(イ) 溪流

- ・ 溪流内で転石が流れる音がする。
- ・ 流木が発生している。
- ・ 流水が異常に濁る。
- ・ 地鳴り及び土臭いにおいがする。
- ・ 雨が降っているにもかかわらず溪流の水位が下がる。

(ウ) 地すべり

- ・ 斜面や構造物の亀裂が拡大している。またははらみ出している。
- ・ 落石や小崩壊が見られる。
- ・ 樹木の根が切れる音がする。または樹木が傾き出す。

- ・ 地鳴りがする。

(エ) その他土砂災害の兆候が確認されたとき。

ウ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

エ 暴風、豪雨、洪水、その他災害発生の事態が高齢者等避難の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、または突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難指示の措置を行うものとする。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保

ア 洪水の場合

水位観測所等のデータ及び消防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

イ 土砂災害の場合

土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。

【避難指示等の基準について】

	高齢者等避難	避難指示
土砂災害 台風情報	<ul style="list-style-type: none"> レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表または各種警報及び台風情報により、町内に影響が予想される時 気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル3相当以上の発表が予想されている場合（夕刻時点で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された時 各種警報・台風情報により、町内に甚大な影響が予想される時 土砂災害の前兆が認められる時 台風情報により、町内一円が暴風域に入り、甚大な影響が予測される時
集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれがある時 	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等により、町内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害拡大が予想される時
水害	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位（レベル3水位）（県津森 3.14m／赤井 3.86m）に達し、更に上昇のおそれのある時 レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位（レベル4水位）（県津森 3.35m／赤井 4.39m）に達し、更に上昇のおそれのある時 レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本部長が必要と認めた時 	

※ 屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると想定される時である。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。

【高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示について】

高齢者等避難の発令、避難指示及び屋内退避等の指示は、実施責任者またはその委任を受けた者が行う。

指示権の委任を受けた者	町長の命を受け災害現場に派遣された職員
緊急の場合の指示	緊急を要する場合の高齢者等避難の発令、避難の指示については、あらかじめ町長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。もしくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を町長に報告し、以後の措置について指示を受ける。
指示の方法	高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示を実施する者は、要避難地域の住民に対し、防災行政無線・ましきメール・緊急速報メール・広報車等により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の徹底を図る。テレビ・ラジオ放送により高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。住民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示及び屋内退避等の指示が確実に伝達されるよう協力する。

住民への伝達事項	①高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の発令者 ②高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の対象地域 ③避難先とその場所 ④避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤避難指示及び屋内退避等の理由 ⑥注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等）
----------	---

【高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示の報告について】

町長が指示を行った場合	町長は、高齢者等避難、避難指示及び屋内退避等の指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。また、県外広域一時滞在を行う場合は、受入れ先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も、同様とする。
町長以外が指示を行った場合	直ちに町長に報告し、町長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

6 避難の誘導

(1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導にあたっては次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 社会福祉施設等

ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

7 避難所の開設及び収容

避難所の開設は、避難指示等の事態において行うものとし、収容は、概ね次の基準に基づき行うものとする。また、プライバシーの確保や男女共同参画の視点に配慮し、「避難所運営マニュアル」を活用するものとする。

なお、福祉避難所の開設については、福祉施設等との協定や計画等に基づき実施するものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認および速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合またはこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物または天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホ

ームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するよう努めるものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

エ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(6) 避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握にあたっては、町の担当部署を明確にするものとする。

オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

カ 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

キ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用でき

- る学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ケ 町は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- コ 町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- サ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難して来たホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- シ 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- ス 避難期間が長期化する場合、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- セ 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ソ 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- タ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- チ 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難ス

ペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ツ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

8 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

- (1) 町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。
- (2) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

9 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10 防火対象物等における避難対策

保育所、幼稚園、学校、病院、工場、事業所、商店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、保育所、幼稚園、学校等においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長及び子ども未来課長は、災害の種別、程度により速やかに各施設長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 施設長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、施設内職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、園児・児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するもの

とする。

ウ 施設長は、園児・児童・生徒等及び施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長及びこども未来課長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている施設から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の施設全てに伝えるものとする。

イ 施設長は、教育長及びこども未来課長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、園児・児童・生徒等の屋外への避難や指定緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、施設内職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 園児・児童・生徒等が施設の管理外にある場合には、施設長は状況を判断して臨時休校等の措置を講じるものとする。

なお、臨時休校等の通告及び連絡方法については、あらかじめ園児・児童・生徒及びその保護者等に対し周知徹底しておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

施設長及び施設内職員は、園児・児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき園児・児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により施設外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

園児・児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

施設長は、災害の状況により、園児・児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 園児・児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校または施設内職員による引率等の措置を講じるものとする。

エ 施設内保護

施設長は、災害の状況により、園児・児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、施設内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町等設置者に対して、園児・児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 保育所・幼稚園・学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった施設の施設長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 施設長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画等を作成し、応急教育等の開始時期及び方法を確実に園児・児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全園児・児童・生徒等を施設内に同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は施設長と協議し、本来業務の支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

施設長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、園児・児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

施設長は、教育活動等の再開にあたっては、園児・児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練等の実施

施設長は、災害種別に応じた避難訓練等を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、施設関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長及び子ども未来課長の各施設への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

施設長は、次の事項について園児・児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

(ア) 災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 園児・児童・生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(カ) 負傷者の救護方法

(キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法

(ク) 登下校中の避難方法

11 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供すること

について定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

12 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

また、他の都道府県への避難の受入れ協議が必要な場合は、知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。

他の市町村長及び知事と協議を行う場合は、次の事項の協議を行うものとする。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要な事項

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

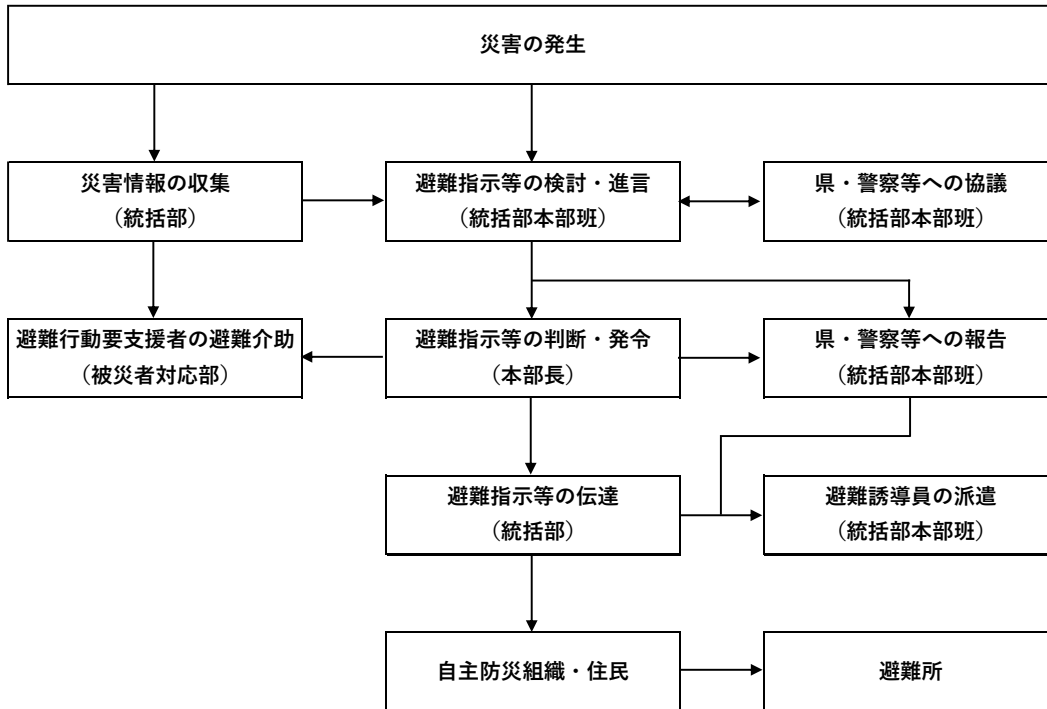
13 被災者等への的確な情報活動関係

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

14 避難誘導計画

災害等発生後、被災者を速やかに避難誘導することを目的とし、避難のための立ち退きの指示等を迅速に行うものとする。

【応急対策の流れ】



【役割分担】

実施担当		実施内容
町 災 害 対 策 本 部	本部長	避難指示等の発令
	統括部	避難指示等の住民及び自主防災組織への伝達に関すること 避難指示等の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関すること 避難誘導に関すること
	被災者対応部 (保健衛生班)	避難行動要支援者の搬送に関すること
御船警察署		避難の指示に関すること 避難誘導の応援に関すること
住民及び自主防災組織		避難指示等の住民相互の伝達 避難時における地域の避難行動要支援者の安全確保に関する協力

【実施責任者】

実施責任者	避難指示	災害の種類, 内容	根拠法
町長	高齢者等避難	災害全般	—
	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般：町長が指示する いとまがないとき、または 町長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事またはその命 を受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（町長）	指示	洪水	水防法第29条

実施責任者	避難指示	災害の種類、内容	根拠法
自衛官	指示	災害全般：災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第94条

【高齢者等避難、避難指示の概要】

「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難指示」より前段階で発令する。

「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「高齢者等避難」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるものである。

避難指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国または県の助言を受けて判断を行うものとする。

	高齢者等避難	避難指示
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想される場合	当該地域または土地・建物等に災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生し現場に残留者がある場合
住民に求める行動	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ② 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ② 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
伝達内容	① 避難をすべき理由 ② 危険地域 ③ 携行品その他の注意	① 指示者 ② 避難理由 ③ 避難場所 ④ 避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤ 避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	① 広範囲の場合：テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ましきメール、ケーブルテレビ、ホームページ、庁内放送等 ② 小範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③ 必要に応じ上記を併用	① 高齢者等避難と同じ。ただし必要に応じて戸別に口頭伝達

【避難指示等の発令状況及び屋内退避等が必要な場合】

実態的には、災害発生直後に災害対策本部が避難指示等を発令する前に、住民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。

避難指示等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断される時
5	その他災害の状況により、町長が認めるとき

第11節 避難所外避難収容計画

1 避難所外避難検討の背景

(1) 平成28年熊本地震の状況

平成28年4月に発生した熊本地震では、観測史上初となる震度7を2度本町において観測し、指定避難所が被災した。また、余震が続発したことによる不安やプライバシー問題、愛玩動物への対応などの理由により、公共施設の大規模駐車場等での車中泊やテント泊などの避難所外避難が多数発生し、その把握に時間を要するなど混乱が顕著に表れた。

(2) 避難所外避難の検討

避難所以外の場所に滞在する被災者に対し、情報の提供や生活環境の整備等の措置を講ずるよう努める（災害対策基本法第86条の7）という観点から、今後発生が懸念される大規模災害に備え、その課題を検討するものである。

2 避難所外避難の課題

(1) 車中泊避難等の課題

- ア 災害発生時には、車中泊やテント泊を含めた避難所外避難を選択する避難者が発生する。
- イ 大規模災害発生時には、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）や熊本空港（阿蘇くまもと空港）など町内に所在する大規模公共施設において、帰宅困難者を含む避難所外避難者が多発することが予想される。
- ウ 自然発生的な車中泊避難場所は、避難者数の把握を困難にし、救援物資や健康管理等の問題で十分な被災者支援が困難となる。
- エ エコノミークラス症候群に代表されるように、健康被害が発生しやすい。

3 避難所外避難対応方針

(1) 避難所外避難場所の選定

車中泊等の避難所外避難者を効率的に把握し、必要となる支援を行うため、避難先となる場所の選定をあらかじめ行い、避難所外避難者の集約を行う。

- ア 指定避難所、仮設住宅建設予定地とは別の場所とする。
- イ 民間施設等を活用した協定締結も検討する。
- ウ 場所の選定については、管理運営の効率化を図るため、細分化を避け一定規模の場所を複数箇所検討する。
- エ 選定する場所については、電気、水道、トイレ等の既存設備を確保できる場所を優先するものとするが、調達についても検討を加えるものとする。

(2) 指定避難所等における避難所外避難者への対応

指定避難所等において、車中泊が発生する場合を想定し、対応できるよう一定数の駐車区分を設ける。

- ア 指定避難所については徒歩避難を原則とするが、本町の地理的条件等から車での移動が常態化しており、高齢者避難等においてやむを得ない場合等について検討を行う。
- イ 大規模な駐車施設、敷地等を有する施設については、緊急車両通行場所や物資集積予定場所などを除き、車中泊可能な場所としての利用を検討する。

(3) 避難所外避難運営マニュアルの整備

避難所外避難者の把握を円滑に行い、状況に応じた適切な対応を実施するため、避難所外避難を想定した運営マニュアルを整備する。マニュアル作成にあたっては、次の事項を記載するものとする。

- ア 車中避難車両の把握
- イ 車中避難者名簿の作成
- ウ 健康被害防止のためのチラシ配布
- エ 火気取扱いのルール
- オ 職員配備計画
- カ 防寒防暑対策
- キ 仮設トイレ対策
- ク 食料品配給対策
- ケ 排気ガス、エンジン騒音対策

(4) 感染症流行時における対応

感染症の流行時に災害が発生した際、感染予防または感染疑い者の避難手段として避難所外避難を選択する場合、食料等の配給や避難所内のトイレの共用など他の避難者、運営者等との接触の機会があることを踏まえ、次の事項に留意する。

- ア マスク着用、換気、3密（密閉・密集・密接）の回避など基本的な感染予防の励行
- イ 検温の実施、問診等による健康状態の把握
- ウ 発熱、咳等の症状がある者が利用できる専用トイレ、動線等の確保
- エ 在宅避難または親類・知人等宅への避難を視野に入れた滞在場所の検討

(5) エコノミークラス症候群を含めた健康対策

長時間、車中に留まることにより発生するおそれのある、エコノミークラス症候群をはじめとした健康被害を防止するため、避難所外避難者の健康管理及び健康指導を実施する。

- ア 健康管理チラシの配布
- イ 保健師等による健康相談
- ウ 弾性ストッキングの準備・配布
- エ 軽い体操やストレッチ等の運動指導

(6) 避難所外避難者の把握

感染症感染防護の観点から、避難所外避難者の増加が見込まれ、友人や親類宅、車中避難など指定避難所以外への避難が想定される。

したがって、町民向け登録制メールである「ましきメール」のアンケート機能を活用し、次に掲げる避難状況を的確に把握することで、状況に応じた支援体制を確立する。

- ア 世帯主の住所、氏名及び連絡先電話番号
- イ 避難者数及び避難場所
- ウ 避難者の安否情報及び要望
- エ その他把握する必要がある避難情報

4 大規模公共施設との連携について

(1) 熊本産業展示場（グランメッセ熊本）

平成28年熊本地震に相当する規模の災害が発生した場合、施設規模の大きさから避難所としての安定性を見込み、大勢の避難者が当該施設を訪れることが想定される。しかし、当該施設は熊本県地域防災計画において広域防災活動拠点として位置づけられており、災害発生時の物資供給等の拠点としての機能も確保されなければならない。このような状況を想定し、熊本県、熊本産業文化振興株式会社（当該施設の指定管理者）、熊本市及び益城町の4者による協議を行い、大規模災害等発生時の利用者等の受け入れ判断や役割分担等について明確化し、対応にあたる。

(2) 熊本空港（阿蘇くまもと空港）

大規模災害により空港の機能に重大な支障が生じた場合、空港利用者の多くが帰宅困難となり、施設内に滞留することとなる。こうした場合には、運営主体である熊本国際空港株式会社が策定する熊本空港事業継続計画（以下、「熊本空港A2-BCP」という。）に基づき、町が所管するインフラ等の被害状況及び復旧見込並びに指定避難所に関する情報を提供するなど、空港内の滞留者に対し適切な措置を実施する。

5 目標時期

上記の内容について、基本的に発生後72時間（3日）以内を目標として、関係機関等と連携を図り体制を構築するものとする。

なお、熊本空港A2-BCPなど連携する機関が策定する計画等において、具体的な目標時期の規定がある場合は、それに基づくものとする。

6 避難体制強化に向けた取組の継続

本計画に基づく避難所外避難体制の周知・徹底のため、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）、熊本空港（阿蘇くまもと空港）で実施される訓練、講習会等への協力を行う。

第12節 災害救助法等の適用計画

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は、概ね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

町の区域内の人口	A	B
30,000人以上50,000人未満	60世帯	30世帯

- (1) 町の人口に応じ、表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町の区域内の人口に応じて、表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 県の区域内において7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したことまたは当該災害が隔離した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情※がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 ※ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。
 ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 イ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を要すること。
- (5) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とする判断されること。

2 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定
 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家の滅失等の認定
 熊本県地域防災計画 第1編 共通対策編 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく
- (3) 世帯及び住家の単位
 熊本県地域防災計画 第1編 共通対策編 情報収集及び被害報告取扱の4に基づく

3 救助法の適用手続

町長は、本節1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、上益城地域振興局長を経由し、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第13節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、または橋梁等の道路施設に被害が発生した場合または交通の混乱を防止して、緊急輸送道路を確保する必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時の交通規制は、次のとおり行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置に万全を期するものとする。

- (1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2 交通規制の措置

(1) 措置要領

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 交通規制の実施

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止または交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者または警察が、禁止または制限の対象、区間、期間、理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

(3) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

第14節 緊急通行車両確認計画

町は、地震等自然災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、町及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

1 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第一段階（地震等自然災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電気・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

(2) 第二段階（応急対策活動期）

- ア 第一段階の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

(3) 第三段階（復旧活動期）

- ア 第二段階の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

第15節 輸送計画

本節は、災害時における陸・空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材、救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関及びこれに準ずるもの等、または自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保措置

(1) 実施機関において所有する車両だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図るものとする。

ア 車両等確保

(ア) 公共的団体の車両

(イ) 輸送を業とする者の所有車両等

(ウ) その他（自家用車両等）

イ 空中輸送の確保

第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 輸送の方法

(1) 陸上輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の実績から考えて、大半が陸上輸送であり、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

(2) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、または空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

4 救援物資の調達・輸送体制の構築

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

5 緊急輸送を確保するための道路

(1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路

等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

6 災害救助法に基づく輸送

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第16節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、洪水等により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

第17節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関、警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法等の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、または町等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

2 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 土石流により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出
 - ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の宿営場所は、木山中学校サブグラウンドとする。
 - イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
 - ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。
- (2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、または町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

また、町は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 災害救助法に基づく救出

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第18節 医療救護計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合または被害が甚大である場合、知事がこれを行う。
- (3) 本町の医療機関は、巻末資料3「医療機関一覧」のとおりである。

2 被災地内医療救護活動の実施

- (1) 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- (2) 現地に到着した医療救護班は、保健医療調整現地本部^{※1}と連携し、救護所において、トリアージ^{※2}及び応急救護を行う。

※1 地方災害対策本部（熊本県）が設置する。

※2 多数の傷病者が同時に発生した場合、負傷者の緊急度や負傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために負傷者の治療優先順位を決定することをいう。

3 傷病者の搬送と収容

県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段（防災消防ヘリコプター等）を確保し、町は、適切な一時収容先を提供するものとする。

4 災害救助法に基づく医療

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

5 費用の負担

医療助産に要した費用については、町負担とする。

6 損害の補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障がい者となったときは、益城町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月21日条例第8号）で定めるところによりその者またはその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第19節 食料調達・供給計画

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対して応急的に実施する炊き出し、その他による食品の給与（以下「炊き出し等」という。）はこの節によるものとする。

1 学校給食センターの災害時支援機能

学校給食センターを消防団拠点施設と位置づけ、災害応急対策に従事する消防団員に対し、待機所や休憩所の提供、炊き出しによる食事の提供を実施することにより、消防団活動を円滑に実施する。

また、移動式防災釜、コンロ等を常備することで避難所等における炊き出しも実施する。

なお、災害時支援機能における整備内容は次のとおりとする。

(1) 消防団員の待機所機能

消防団員の円滑な活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 休憩室
- イ トイレ
- ウ シャワー室
- エ 防災行政無線機
- オ IT機接続機能（LAN）
- カ 無線LAN（Wi-Fi）
- キ TV（モニター）

(2) 炊飯及び調理機能

消防団員、災害対策本部要員及び被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 備蓄精米
- イ 井戸
- ウ 非常用発電機
- エ IH炊飯器（5升炊き）
- オ 調理台（IHコンロ付き）
- カ おにぎり成形機（1時間あたり2000個製造）
- キ 大型シンク
- ク 手洗い台

(3) 防災釜等収納庫（避難所等用）

被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 移動式大型防災釜
- イ 防災釜
- ウ 移動式コンロ
- エ 寸胴等
- オ 食器類（仕切皿・お椀・箸）

(4) 備蓄機能

消防団員、災害対策本部要員及び被災者支援活動を維持するため、次に掲げるものを装備する。

- ア 飲料水（井戸水）
- イ 乾物非常食
- ウ 乾燥スープ類

2 炊き出し等の対象

- (1) 避難所に収容中の者
- (2) 自宅の被害が流失、全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水のため自宅において自炊できない者
- (3) その他災害により、日常の食事に支障を生じると認められた者
- (4) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業の従事中の者

3 炊き出し等の内容

炊き出し等は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。基本的には米穀や味噌、醤油など原材料を調達して炊き出す、または巻末資料4「防災備蓄品一覧（主要品目）」に記載された備蓄品（食料）を支給することとするが、状況によっては乾パンや生パンあるいは弁当を、さらには母乳を受けられない乳児用としてミルク等を給するものとする。

4 炊き出し等の方法

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多量の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

5 炊き出し等の基準及び期間

炊き出し等の基準及び期間は、巻末資料2「救助の種類及び実施方法」のうち、「炊き出しその他による食品の給与」によるものとする。

6 食料の調達

食料の調達は、下記によることとするが、各対策部が緊密に連携してこれにあたるものとする。

(1) 米穀

町内の米穀販売店または上益城農業協同組合等米穀卸売業者から購入し、学校給食センターに備蓄するものとする。

(2) その他の食品

その他の食品については、必要に応じ災害時に供給できる小売業者から購入する。

なお、平時から小売業者と応援協定を締結するなど、大規模災害に備えるものとする。

7 輸送の方法

第3章第14節「輸送計画」の定めるところにより確保するものとする。

8 災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法を適用した場合は、熊本県災害救助法施行細則に定めるところによる。
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第20節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施機関

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町は災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し、給水を実施するものとする。この場合の給水量は、1人1日あたり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素濃度を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水に関する広報

町は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティにより適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

5 復旧支援要請

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2) 被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

6 災害救助法に基づく飲料水の提供

災害救助法を適用した場合は、熊本県災害救助法施行細則に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第21節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与または貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与または貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ア 寝具類（毛布等）
- イ 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ウ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- エ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- オ 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- カ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- キ 燃料
- ク その他（ビニールシート）

3 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、必要な生活必需品の品目や数量について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報発信を行うものとする。

4 災害救助法に基づく生活必需品の給与または貸与

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第2.2節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

町は、益城町地域防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保、物資需給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、公益社団法人熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

第23節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害により被災した建築物及び宅地について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1 人材育成の確保

- (1) 町は、講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

2 応急危険度判定活動

- (1) 町は、県や建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は県に対し、応急危険度判定に必要な被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、県と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 町は県に対し、被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するため、次の対応要請を行う。
 - ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域にある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、環境部局が石綿（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2）飛散の危険性を調査するものとする。
 - イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するものとする。
また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。
 - ウ アの調査は、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）と適時同行し、実施するものとする。

3 被災建築物等への対応

- (1) 町は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行うよう要請する。
 - ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所より配布するものとする。
マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）等に協力を要請するものとする。

る。

イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、がれきの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

- (2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

4 被災宅地への対応

- (1) 町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについて、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。
- (2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとする。

第24節 公共施設応急復旧計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速、的確に処理することによって罹災者の民心安定を図るものとする。

また、災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

1 公共施設

（1）公共土木施設

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害によって河川、道路、その他公共土木施設が被災した場合は応急工事を行うものとする。

（2）農地、農業用施設等

農地、農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障をおよぼすので、緊急やむを得ず応急工事を実施しなければならない場合は、迅速かつ重点的に行うものとする。

2 実施責任者

（1）応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は町長が行うものとする。

（2）水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者または消防機関の長が行うものとする。

（3）道路、河川等にある障害物の除去は、当該維持管理者が行うものとする。

（4）山（がけ）崩れ、浸水等によって住家またはその周辺に運ばれた障害物の除去は町長が行うものとし、町限りで不可能な場合、または災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。

（5）その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者または管理者が行うものとする。

3 障害物の除去対象及び除去の方法

（1）障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合

イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合

エ その他、特に公的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 実施責任者は自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ アにより実施困難な場合は、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ウ 除去作業の実施にあたっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

4 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
 巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

5 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施場所において考慮するものとするが、おおむね次の場所に保管または廃棄するものとする。

(1) 保管の場所

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長において、次のような場所に保管する。なお、町長及び警察署長は、その旨を保管し始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害にならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所に廃棄するものとする。

6 障害物の処分方法

町長及び警察署長が保管する工作物等の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、または破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認めるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の定めるところとする。

7 学校施設

(1) 公立学校等における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニユ

アル等を整理しておくものとする。

また、避難所等に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

オ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

(2) 私立学校等における対策

私立学校等では、前記(1)に準じて学校設置者が実施するものとする。

なお、学校施設の災害復旧に関しては、県より手続き等、必要な支援を受け行うものとする。

8 その他公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第25節 畜産・酪農業応急対策計画

1 牛乳等の出荷流通の確保対策

(1) 送乳車の確保対策

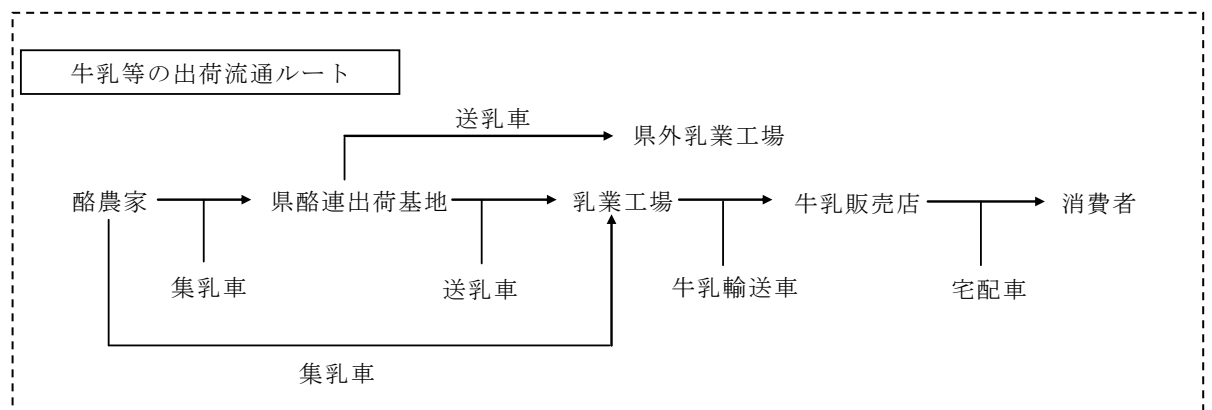
県外の乳業工場へは、熊本県酪農業協同組合連合会（以下、「県酪連」という。）が輸送会社に委託して送乳している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。また、県内の乳業工場が被害を受けた場合には、近県の乳業工場に処理を依頼するものとする。

(2) 集乳車（ミルクタンクローリー）の確保対策

酪農家からの集乳は、県酪連が輸送会社に委託して実施している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。

(3) 牛乳輸送車（宅配車）の確保

牛乳の輸送は、乳業工場が輸送業者に委託して実施している。災害時は近県の乳業者及び輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。



2 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、確保することを原則とする。

(1) 家畜飼料の確保対策

町は、災害復旧に長期を要する場合は、上益城地域振興局及び熊本農政事務所に対し、不足量の把握と供給を要請する。

(2) 家畜飲料の確保対策

町は、災害復旧に長期を要する場合、湧水、河川流水、貯留水の確保を図り対応するものとする。

ただし、酪農における利用水（搾乳関連）については、衛生上の問題から、人の飲料と同程度の水を必要とするため、その必要量を把握するとともに適切な配水計画に基づき給水を実施するものとする。

3 家畜に対する防疫計画

町は、災害に伴い発生するおそれのある家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、次により被災地域の立入検査、消毒及び防疫体制を県農林水産部に要請する。

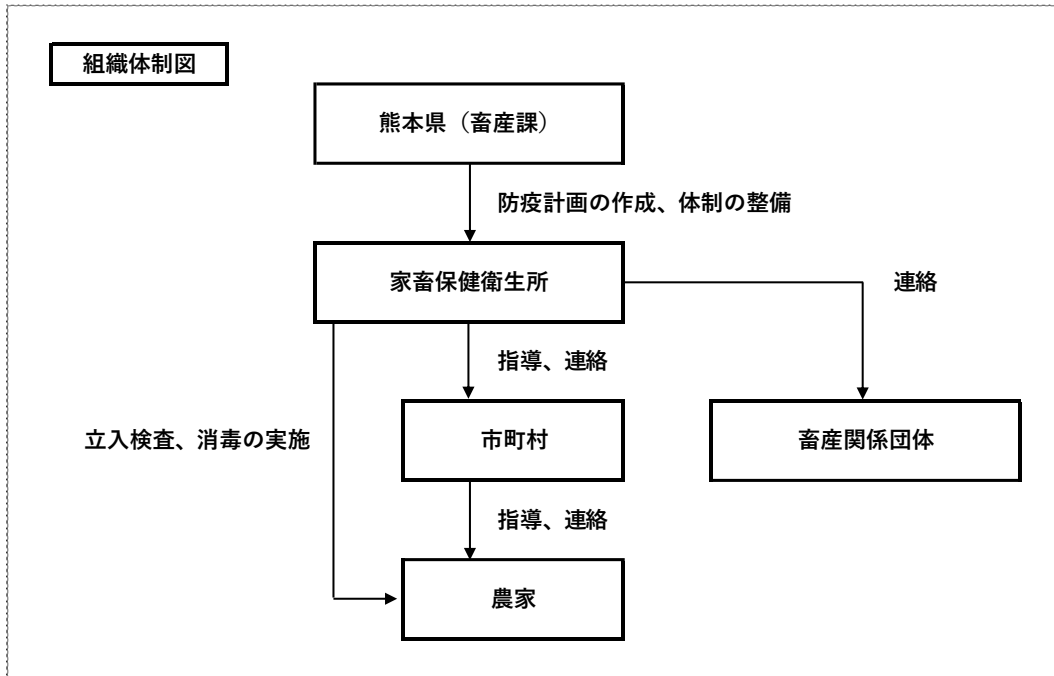
(1) 被災地域の立入検査及び消毒等

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等の実

施を県に要請し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

(2) 防疫体制の整備

町は、災害時における対応を的確かつ迅速に行えるよう、県に対し、被災地域内の立入検査、消毒等を含む県防疫計画の作成とその円滑な運用を行うための体制整備を要請するものとする。



4 家畜の緊急避難対策

災害復旧に長期を要する場合は、災害により、使用に適しなくなった畜舎・牧野から、一時的に家畜を避難させるため以下により対応する。

(1) 避難家畜の分布状況調査

町は、一時的に避難させることが必要な家畜の頭羽数の把握と、当該家畜の緊急避難を県農林水産部に要請する。

(2) 受け入れ畜舎等の確保

町は、一時受け入れ可能な畜舎等の所有者に協力要請を行い、避難家畜の配分計画を作成する。

(3) 搬送車の確保

町は、避難家畜の搬送に必要な搬送車の確保について、県や県内外の畜産農協及び輸送会社に協力を依頼して対応する。

(4) 避難の実施

町は、(2)の配分計画に対する受け入れ体制（家畜の移動に係る人員の配置、搬送車の調整）の整備に努める。

第26節 通信施設災害応急対策計画

1 災害時における情報の収集及び連絡

(1) 情報の収集、報告

災害が発生したときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(2) 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱う。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

(1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

6 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請または協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めるものとする。

7 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第27節 電力施設応急対策計画

大規模地震発生時の災害応急復旧については、「非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。

1 電力施設応急体制

(1) 初動体制の確立

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。

イ 震度6弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。

(ア) 供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じた後、自動出社とする。

(イ) 所属事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。

なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。

ウ 初動段階（対策本部機能確立まで）における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。

エ 支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

2 応急対策の方法

(1) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、応急復旧にあたることとする。

(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

町災害対策本部の情報収集は、九州電力株式会社熊本支店または九州電力送配電株式会社熊本支社非常災害対策本部要員を町災害対策本部に必要な応じ派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、町からの要請にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届出に必要な項目を整備することとする。

(3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

第28節 都市ガス施設応急対策計画

地震等自然災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

1 西部ガスの災害対策

(1) 通常時の連絡先

名称	所在地	電話
西部ガス熊本株式会社	〒860-0832 熊本市中央区萩原 14 番 10 号	096-370-8611

(2) 非常時の体制

地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が軽度もしくは局地的な場合
第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えいまたは供給支障等の災害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が中程度の場合
第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害または被害予想が甚だしい場合
総合非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合

(3) 災害対策本部の設置等

ア 第3非常体制が発令されたときは、地区災害対策本部を設置する。

イ 総合非常体制が発令されたときは、本社に総合災害対策本部を設置する。

災害対策本部	名称	所在地	電話
地区災害対策本部	西部ガス熊本株式会社	〒860-0832 熊本市中央区萩原 14 番 10 号	096-370-8611
総合災害対策本部	西部ガス株式会社本社	〒812-0044 福岡市博多区千代 1 丁目 17 番 1 号	092-633-2211

(4) 社員の自動出勤

気象庁が発表した各地区の供給区域内の震度が「5強」以上の場合は、当該地区の社員は自動出勤するものとする。

なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。

(5) 社外機関との協調

平時には、担当部署（事業者）が町防災会議と、また災害時には対策本部等が町災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

ア 町防災会議等への参画

町防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

イ 町災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

(ア) 災害に関する情報の提供及び収集

(イ) 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

(6) 緊急対策

二次災害防止のために必要がある場合は、次の措置を実施するものとする。

ア 災害発生時における広報

(ア) 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行うものとする。

(イ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行うものとする。

(ウ) 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関、警察、消防機関等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。

また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

イ 災害発生時における緊急工事

(ア) 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

(イ) 緊急工事に際しては、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

ウ 地震時の供給停止判断

地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、ガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所または供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給を停止する。

(イ) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付情報等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。

(7) 災害復旧

被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的優先度の高い公共施設について、優先的に復旧を実施するものとする。

ア 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧を図るため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。

(ア) 復旧手順及び方法

(イ) 復旧要員の動員及び配置計画

(ウ) 復旧用資機材の調達計画

(エ) 復旧作業の期間

(オ) 供給停止のお客さまへの支援

(カ) 宿泊施設の手配、食料等の調達

(キ) その他必要な対策

イ 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期するとともに、速やかにガス施設の復旧作

業を実施する。

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(イ) - 1 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい個所の修理
- ④ ガス開通

(イ) - 2 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓確認作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管、供給管、灯外内管の漏えい個所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 内管検査及び灯内内管修理
- ⑧ 点火、燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

ウ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ①取引先、メーカー等からの調達
- ②対策本部間の相互流用
- ③他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・県・町等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

エ 他事業者との協力

自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

第29節 ため池等管理計画

この節は、地震時における、ため池及び樋門等の適切な管理を行うため、ため池、樋門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策等について定めるものとする。

1 対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とする施設及び管理者については下記のとおりとする。

ア ため池：町

イ 樋門等：各農業関係機関（益城町土地改良区等）

町は、ため池ハザードマップを活用し適切な管理を行うものとする。

2 地震後の臨時点検及び報告

令和3年3月31日国水流第38号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、地震が発生した場合には、貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

3 応急対策の実施

点検結果により、貯水池周辺の被害の有無を判定し、必要な措置を講じるものとする。

第30節 保健衛生・福祉計画

被災地、特に避難所等においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施にあたっては、保健医療調整本部のもと、第18節「医療救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1 実施責任

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任

ア 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織、実施方法等

町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するための必要な人員（衛生技術者1名、事務職員1名、作業員3名程度）をもって編成する。

町長は、知事に対し、必要に応じて防疫班の派遣要請をするものとする。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町長は、災害時または、そのおそれが顕著になった際の防疫活動の薬剤・器具・機材等の整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

(2) 実施方法等

ア 消毒

町長は、知事の指示に基づき感染症法第27条及び感染症法施行規則第14条及び16

条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項及び感染症法施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限等

町長は、知事が感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活用水について、給水制限を実施した場合、生活用水の供給を実施するものとする。

(3) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 健康管理

(1) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

イ 町は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(2) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(3) 食環境及び栄養の改善活動

町は、災害時において被災者の食支援活動を迅速かつ効果的に行うため、各関係班(受援班、避難所班、ボランティア班)や関係機関・団体と連携し、熊本県災害時保健活動マニュアル及び災害時栄養管理ガイドラインとの整合性を図り、食支援活動を行うものとする。

4 生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第3.1節 災害ボランティア連携計画

1 町と災害ボランティア間の連携

町内で大規模または甚大な災害が発生した場合は、町は、町社協が設置する益城町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）及びくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）とともに、速やかな災害時連携会議の設置に努める。

また、町は、NPO等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。

さらに、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

2 災害ボランティアセンターに係る体制整備

町内で大規模または甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社協は町センターを設置する。

なお、県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 町センター

ア 目的

町センターは、町内における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町社協が設置する。

町及び町社協等は、関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースの確保に努めるものとする。

ウ 役割と機能

- (ア) 町や県社協、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（県社協、町と連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入
- (カ) ボランティア希望者の配置等
- (キ) ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- (ク) 現地での支援活動の調整
- (ケ) ボランティアの健康管理

(コ) その他

エ 町の対応

(ア) 連絡調整窓口の設置

(イ) 活動場所の提供

(ウ) 行政情報の適切な提供

(エ) その他必要な支援

オ 組織及び運営体制

(ア) 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

(イ) 運営体制

地域ボランティア関係団体や県社協等から派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制に努めるものとする。

ア 閉所の時期について

町センターの閉所にあたっては、町内の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

3 町と町内のNPO等との連携

大規模または甚大な災害が発生した場合、町は、町センター及び町内で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

4 個々の分野における専門ボランティアとの連携

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となるため、専門ボランティア相互のネットワーク化に努めるものとする。

(1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合は、災害時連絡会議等で、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

(2) 平時の取組

専門知識、技能等を有する専門ボランティアの状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るとともに、専門ボランティアの制度周知を行うものとする。

第3.2節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町は区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

町は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県に報告する体制を整備する。

3 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を

策定する。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

- (3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村への応援要請を行うものとする。
- (4) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとし、町による直接の運営が困難な場合は、仮置場の運営管理や災害廃棄物の搬出・処分について業務委託を行うものとする。
- (5) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (6) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (7) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または道路等に散らし緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行うものとする。
- (8) 町は、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する一般社団法人熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定を締結する等、迅速かつ適切な処理を行う体制の整備に努める。

6 堆積土砂の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。

7 し尿の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じるものとする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、平時から災害廃棄物処理について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。
また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- (4) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うものとする。

第3.3節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、本章第10節「避難収容対策計画」に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた町長が行うものとする。

町のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 応急住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の建設

町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、すべて候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

イ 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

その他、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

町は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「発災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入

居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、または、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、ホームページ等でより詳細な情報を直接被災者に周知する方法の検討を行う。

5 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第34節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、県に応援要請を行うものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いにあたっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体または身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する町長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

5 遺体の収容

町は、熊本県総合射撃場に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。

6 遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

ア 火葬場の被災状況の把握

- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

7 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

第3.5節 石油供給計画

災害発生時には、関係者間でガソリンスタンドの営業状況等に関する情報共有を行うとともに、災害拠点病院や行政庁舎などの施設（以下「重要施設」という。）や、消防・警察・自衛隊車両等（以下「緊急車両」という。）へ燃料供給を行う必要がある。

これら燃料供給のための計画は、次に定めるところによる。

1 重要施設への燃料供給

自力での燃料調達が困難な場合の燃料供給計画は、災害の規模等に応じて次のとおりとする。

(1) 地域レベルでの燃料供給

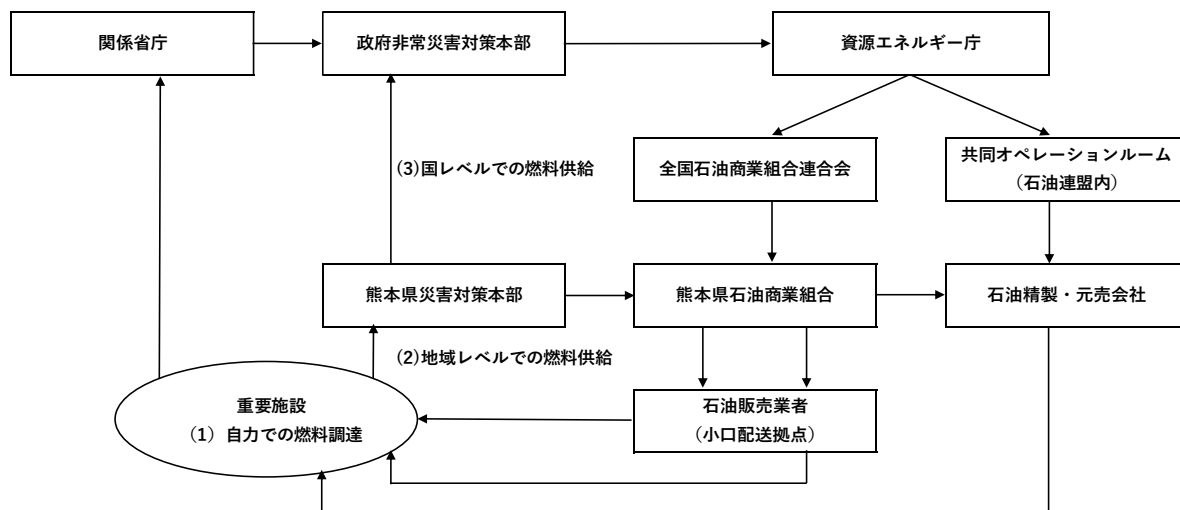
大規模災害発生時、町等各重要施設管理者は、県に対し燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。

(2) 国レベルでの燃料供給

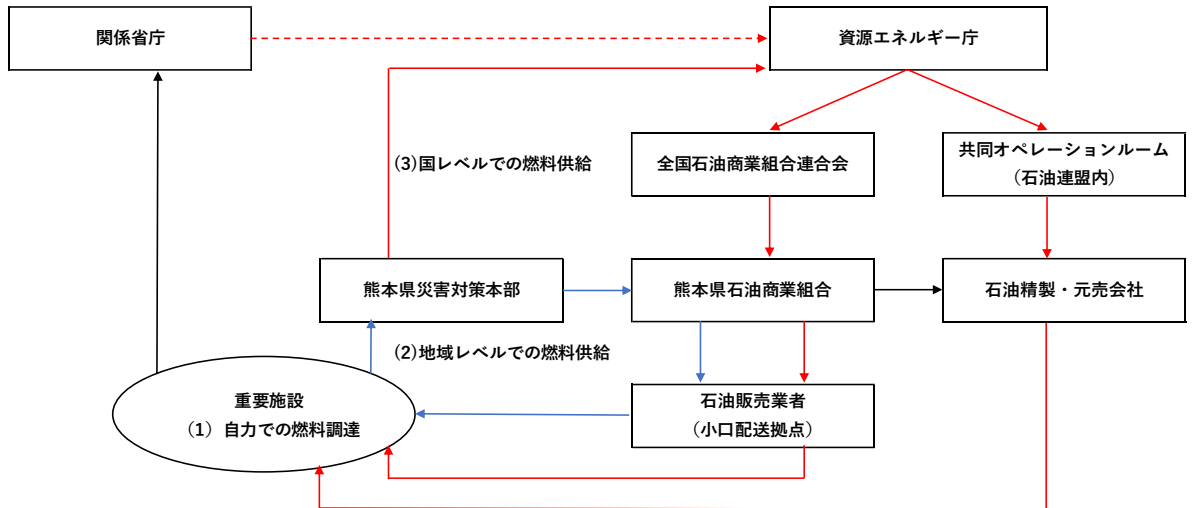
地域レベルでの燃料供給が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には、政府災害対策本部、実施されていない場合には、資源エネルギー庁に対して燃料供給を要請することができる。

2 重要施設の燃料供給の流れ ※矢印は要請の流れ

(1) 「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合



(2) 「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合



3 緊急車両への燃料供給

(1) 中核SS※での燃料供給

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中核SSにおいては、大規模な災害が発生した場合、町や県、資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊急車両に対する燃料の優先供給が行われる。

(2) 中核SS※において優先供給する緊急車両

ア 緊急通行車両

災害対策基本法に基づき、町、県及び熊本県公安委員会が必要と判断した場合に発行される「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両

イ 道路交通法に基づく緊急自動車

パトカー・消防車・救急車等、赤色灯があり、かつ、サイレンを吹鳴しながら走行する車両

ウ 自衛隊車両

一般車両と異なり、6桁のナンバープレートをつけている車両

※ 中核SS…平成23年3月東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に警察、消防などの緊急車両への優先給油を継続するため、自家発電機を備えたガソリンスタンド（サービスステーション）のこと。

第36節 金融応急対策計画

この節は、災害発生時及びそのおそれがある場合において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とするものである。

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給確保に万全の措置を講じるものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じるものとする。

2 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図るものとする。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な要請を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ、必要な範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行うものとする。

4 各種措置に関する広報

3に定める要請を行ったときは、関係機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

第37節 文教対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

(1) 町

ア 町立学校施設等の災害応急復旧は、町長が行う。

イ 町立学校等の園児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、または町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、県または県教育委員会に協力を求めるものとする。

(2) 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学設置者が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育施設の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて、県教育委員会の指導を仰ぎながら、次の事項について措置するものとする。

ア 町の学校施設が被災した場合、町教育委員会は県教育委員会や教育関係機関の協力を仰ぎ、速やかに応急復旧を行い、教育が実施できるよう努めるものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

ウ 災害の状況によっては、近接市町村の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

ア 教育実施者の確保等

町教育委員会は、県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を仰ぎ、必要に応じ、他都道府県に対して、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童・生徒及び教職員の心身の状況を把握し、必要に応じて、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合は、町教育委員会、私立保育所長及び私立幼稚園長は所定の様式に従って県教育委員会に報告し、必要に応じ教材（教科書）について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて調達するものとする。

（災害救助法適用の場合は、町教育委員会は町長を經由して報告）

3 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害が生じた場合は、設置者である町長は県教育委員会に速やかに報告し、措置すべき事項について指示を受けるものとする。

(1) 物資等対策

被災した町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法並びに供給方法等について指示を受け実施するものとする。

4 災害救助法に基づく学用品の支給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
巻末資料2「救助の種類及び実施方法」参照

5 その他の支援措置

町は、災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、必要に応じ、国、県及び関係機関等と連携して、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。

また、これらの支援措置について、学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。